

# 平成18年第1回常陸太田市議会定例会会議録

## 目 次

招集告示.....	5
平成18年第1回常陸太田市議会定例会会期日程.....	6
第1号 3月8日(水)	
○議事日程(第1号).....	7
○本日の会議に付した事件.....	9
○出席議員.....	9
○説明のため出席した者.....	10
○事務局職員出席者.....	10
開 会.....	11
開 議.....	11
○会議録署名議員の指名.....	11
○諸般の報告.....	11
○日程第 1 会期の決定.....	12
○日程第 2 委員長報告 議員定数調査特別委員長 萩谷 俊昭君.....	12
質 疑 65番 宮田 欣三君.....	14
日程第 3 施政方針説明.....	16
日程第 4 議案第1号ないし議案第28号(一括上程).....	23
提案理由説明.....	24
○日程第 5 議案第29号ないし議案第39号(一括上程).....	33
提案理由説明.....	34
○日程第 6 議案第40号ないし議案第50号(一括上程).....	41
提案理由説明.....	41
散 会.....	55
第2号 3月10日(金)	
○議事日程(第2号).....	57
○本日の会議に付した事件.....	57
○出席議員.....	57
○説明のため出席した者.....	58
○事務局職員出席者.....	58
開 議.....	58
○日程第 1 議案質疑 議案第1号ないし議案第50号.....	60

質 疑 67番 木村 徳二君.....	60
54番 宇野 隆子君.....	66
○日程第 2 請願委員会付託.....	77
散 会.....	77
第3号 3月13日(月)	
○議事日程(第3号).....	79
○本日の会議に付した事件.....	79
○出席議員.....	79
○説明のため出席した者.....	80
○事務局職員出席者.....	80
開 議.....	80
○日程第 1 一般質問 26番 立原 正一君.....	81
1番 益子 慎哉君.....	102
19番 川又 照雄君.....	109
7番 菊池 伸也君.....	115
3番 平山 晶邦君.....	123
12番 田所 美朗君.....	131
散 会.....	140
第4号 3月14日(火)	
○議事日程(第4号).....	141
○本日の会議に付した事件.....	141
○出席議員.....	141
○説明のため出席した者.....	142
○事務局職員出席者.....	142
開 議.....	142
○日程第 1 一般質問 36番 梶山 昭一君.....	143
13番 大森 康多君.....	149
2番 深谷 秀峰君.....	157
17番 成井小太郎君.....	165
67番 木村 徳二君.....	169
散 会.....	179
第5号 3月15日(水)	
○議事日程(第5号).....	181

○本日の会議に付した事件.....	1 8 1
○出席議員.....	1 8 1
○説明のため出席した者.....	1 8 2
○事務局職員出席者.....	1 8 2
開 議.....	1 8 2
○日程第 1 一般質問 1 8 番 山口 恒男君.....	1 8 3
6 5 番 宮田 欣三君.....	1 9 2
5 4 番 宇野 隆子君.....	2 0 4
散 会.....	2 2 1

#### 第 6 号 3 月 2 4 日 ( 金 )

○議事日程 ( 第 6 号 ) .....	2 2 3
○本日の会議に付した事件.....	2 2 3
○出席議員.....	2 2 3
○説明のため出席した者.....	2 2 4
○事務局職員出席者.....	2 2 4
開 議.....	2 2 5
○日程第 1 委員長報告 議案第 1 号ないし議案第 5 0 号 請願第 1 号	
総務委員長 黒沢 義久君.....	2 2 5
文教民生委員長 高木 将君.....	2 2 6
産業水道委員長 宮田 欣三君.....	2 2 7
建設委員長 後藤 守君.....	2 2 8
予算特別委員長 天木 元君.....	2 2 8
討 論 5 4 番 宇野 隆子君.....	2 2 9
6 1 番 天木 元君.....	2 3 3
採 決.....	2 3 4
○日程第 2 議案第 5 1 号.....	2 3 9
提案理由説明.....	2 3 9
質 疑 2 6 番 立原 正一君.....	2 4 0
採 決.....	2 4 2
○日程第 3 議案第 5 2 号.....	2 4 2
提案理由説明.....	2 4 2
採 決.....	2 4 3
○日程第 4 議員提案第 1 号.....	2 4 3
提案理由説明.....	2 4 3

質 疑 6 5 番 宮田 欣三君.....	2 4 3
採 決.....	2 4 6
○日程第 5 議員提案第 2 号.....	2 4 7
提案理由説明.....	2 4 7
採 決.....	2 4 8
日程第 6 所管事務調査について.....	2 4 9
追加日程 議員提案第 3 号	
提案理由説明.....	2 4 9
質 疑 5 4 番 宇野 隆子君.....	2 5 0
採 決.....	2 5 3
閉 会.....	2 5 5

## 資 料

議案等委員会付託表.....	2 5 7
請願文書表（第 1 号）.....	2 5 9
一般質問発言通告及び発言要旨.....	2 6 0
常陸太田市議会議員定数調査特別委員会最終報告書.....	2 6 5
総務委員会審査報告書.....	2 6 7
文教民生委員会審査報告書.....	2 6 9
産業水道委員会審査報告書.....	2 7 1
建設委員会審査報告書.....	2 7 3
予算特別委員会審査報告書.....	2 7 4
森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める意見書.....	2 7 6
総務委員会所管事務調査について.....	2 7 8
文教民生委員会所管事務調査について.....	2 7 9
産業水道委員会所管事務調査について.....	2 8 0
建設委員会所管事務調査について.....	2 8 1
議会運営委員会所管事務調査について.....	2 8 2

常陸太田市告示第 27 号

平成 18 年第 1 回常陸太田市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 18 年 3 月 1 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 18 年 3 月 8 日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成18年第1回常陸太田市議会定例会会期日程

平成18年3月8日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
3月8日	水	本 会 議	1.開 会            2.会期の決定 3.施政方針説明    4.議案説明
3月9日	木	休 会	
3月10日	金	本 会 議	1.議案質疑            2.委員会付託
		委 員 会	1.議員定数調査特別委員会
3月11日	土	休 会	
3月12日	日	休 会	
3月13日	月	本 会 議	1.一般質問
3月14日	火	本 会 議	1.一般質問
3月15日	水	本 会 議	1.一般質問
3月16日	木	委 員 会	1.総務委員会        2.文教民生委員会
3月17日	金	委 員 会	1.産業水道委員会    2.建設委員会
3月18日	土	休 会	
3月19日	日	休 会	
3月20日	月	委 員 会	1.予算特別委員会
3月21日	火	休 会	
3月22日	水	委 員 会	1.予算特別委員会
3月23日	木	休 会	
3月24日	金	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成18年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成18年3月8日(水)

議事日程(第1号)

平成18年3月8日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 委員長報告
- 日程第 3 施政方針説明
- 日程第 4 議案第 1号 常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第 2号 常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第 3号 常陸太田市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第 4号 常陸太田市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第 5号 常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 6号 常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 7号 常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 8号 常陸太田市手数料条例の一部改正について
- 議案第 9号 常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について
- 議案第10号 常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第11号 常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第12号 常陸太田市介護保険条例の一部改正について
- 議案第13号 常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について
- 議案第14号 常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議案第 19 号 常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 常陸太田市西金砂そばの郷，西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 21 号 常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 22 号 常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 23 号 常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 24 号 常陸太田市教育委員会教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議案第 25 号 常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議案第 26 号 常陸太田市水府地区特定農山村総合支援基金の設置，管理及び処分に関する条例の廃止について
- 議案第 27 号 茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 28 号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正について
- 日程第 5 議案第 29 号 平成 17 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 30 号 平成 17 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 31 号 平成 17 年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 32 号 平成 17 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 33 号 平成 17 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 34 号 平成 17 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 35 号 平成 17 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 36 号 平成 17 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 37 号 平成 17 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 38 号 平成 17 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 4 号）について



議案第 39 号 平成 17 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 4 号）について

- 日程第 6 議案第 40 号 平成 18 年度常陸太田市一般会計予算について  
議案第 41 号 平成 18 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について  
議案第 42 号 平成 18 年度常陸太田市老人保健特別会計予算について  
議案第 43 号 平成 18 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について  
議案第 44 号 平成 18 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について  
議案第 45 号 平成 18 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について  
議案第 46 号 平成 18 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について  
議案第 47 号 平成 18 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について  
議案第 48 号 平成 18 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について  
議案第 49 号 平成 18 年度常陸太田市水道事業会計予算について  
議案第 50 号 平成 18 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 委員長報告  
日程第 3 施政方針説明  
日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 28 号（一括上程・提案理由説明）  
日程第 5 議案第 29 号ないし議案第 39 号（一括上程・提案理由説明）  
日程第 6 議案第 40 号ないし議案第 50 号（一括上程・提案理由説明）

#### 出席議員

議長	生田目 久 夫 君	副議長	岩 間 成 行 君
1 番	益 子 慎 哉 君	2 番	深 谷 秀 峰 君
3 番	平 山 晶 邦 君	4 番	豊 田 吉 三 君
5 番	福 地 正 文 君	6 番	高 星 勝 幸 君
7 番	菊 池 伸 也 君	8 番	関 英 喜 君
9 番	田 尻 求 士 君	12 番	田 所 美 朗 君
13 番	大 森 康 多 君	14 番	金 沢 広 道 君
15 番	荒 井 康 夫 君	16 番	石 崎 拓 也 君
17 番	成 井 小 太 郎 君	18 番	山 口 恒 男 君
19 番	川 又 照 雄 君	20 番	後 藤 守 君
21 番	茅 根 猛 君	22 番	黒 沢 義 久 君
23 番	小 林 英 機 君	24 番	沢 畠 亮 君

25番	興野勉君	26番	立原正一君
27番	矢部正心君	28番	井上清一君
29番	椎名久寿君	30番	和田輝正君
31番	木村茂男君	32番	小田部功君
33番	永井猛君	34番	井坂勝安君
35番	吉成和昭君	36番	梶山昭一君
37番	小林一三君	38番	中嶋満君
41番	堀江欣寿君	42番	川上和衛君
43番	岩間国高君	44番	綿引猛始君
45番	高木将君	46番	綿引義明君
47番	須藤健志君	48番	片野宗隆君
51番	平根喜八郎君	52番	成井一夫君
53番	斎藤三郎君	54番	宇野隆子君
55番	小林信房君	56番	吉村誠君
57番	平山英君	58番	萩谷俊昭君
59番	小祝隆雄君	60番	益子寿君
61番	天木元君	62番	井上正重君
63番	平山伝君	64番	宮本昭君
65番	宮田欣三君	66番	酒井勝君
67番	木村徳二君	68番	藤田五郎君

#### 説明のため出席した者

市長	大久保太一君	収入役	関勇君
教育長	小林啓徳君	市長公室長	柴田稔君
総務部長	萩谷暎夫君	市民生活部長	綿引優君
保健福祉部長	増子修君	産業部長	沼田久雪君
建設部長	榊勝雄君	金砂郷支所長	菊池勝美君
水府支所長	小林平君	里美支所長	藤田宏美君
水道部長	西野勲君	消防長	井上裕彦君
教育次長	岡部恒雄君	秘書課長	深沢菊一君
参事兼総務課長	大谷利行君	監査委員	檜山直弘君

#### 事務局職員出席者

事務局長	椎名義夫	副参事	佐川尚樹
次長兼庶務係長	吉成賢一	議事係長	岡田和也

午前10時開会

議長（生田目久夫君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は63名であります。

便宜欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承を願います。10番石山良春君、34番井坂勝安君、40番山本昌君、以上3名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成18年第1回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（生田目久夫君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

8番 関 英 喜 君                      43番 岩 間 国 高 君

の両君を指名いたします。

諸般の報告

議長（生田目久夫君） 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告をいたします。

去る1月24日、土浦市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知を願いたいと思います。

次に、1月26日付で東京都港区西新橋1の17の14リバティー14ビル3階日本国家公務員労働組合連合会中央執行委員長堀口士郎氏から、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情書」が、2月28日付で久慈郡大子町大字下野宮3037番地水郡線地域共同運動連絡会会長大森正喜氏から、「公契約法制定を求める意見書の採択を求める陳情書」が、同じく2月28日付で久慈郡大子町大字下野宮3037番地水郡線地域共同運動連絡会会長大森正喜氏から、「医師確保と地域医療の充実を求める意見書の採択を求める陳情書」がお手元に配付してありますとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、地方自治法第122条の規定により、平成17年常陸太田市事務に関する説明書がお手元に配付されてありますとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から、平成17年12月、平成18年1月及び2月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告をいたします。

市 長	大久保 太 一 君	収 入 役	関 勇 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	市 長 公 室 長	柴 田 稔 君
総 務 部 長	萩 谷 暎 夫 君	市 民 生 活 部 長	綿 引 優 君

保健福祉部長	増子修君	産業部長	沼田久雪君
建設部長	榊勝雄君	金砂郷支所長	菊池勝美君
水府支所長	小林平君	里美支所長	藤田宏美君
水道部長	西野勲君	消防長	井上裕彦君
教育次長	岡部恒雄君	参事兼総務課長	大谷利行君
秘書課長	深沢菊一君	監査委員	檜山直弘君

以上，18名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（生田目久夫君） 本日の議事日程は，お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

#### 日程第1 会期の決定

議長（生田目久夫君） 日程第1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は，お手元に配付いたしました会期予定表のとおり，本日から3月24日まで17日間といたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって，会期は本日から3月24日まで17日間と決定をいたしました。

#### 日程第2 委員長報告

議長（生田目久夫君） 次に，日程第2，委員長報告を行います。

平成17年9月定例会において，議員定数調査特別委員会に付託されておりました，常陸太田市議会の議員の定数について，審査の経過並びに結果について，議員定数調査特別委員会委員長萩谷俊昭君の報告を求めます。

〔議員定数調査特別委員長 萩谷俊昭君登壇〕

議員定数調査特別委員長（萩谷俊昭君） 調査特別委員長の萩谷でございます。議長のお許しをいただきまして，議員定数に関する経過並びに最終報告をいたしたいと思っております。

当特別委員会に付託されておりました常陸太田市議会の議員の定数について，審査の経過並びに結果について，常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。お手元に配付してございます報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

常陸太田市議会議員定数調査特別委員会最終報告。本委員会に付託されておりました常陸太田市議会の議員の定数についての審査の経過及び結果についてご報告いたします。

平成11年7月に成立した地方分権一括法において地方自治法が改正され，議会議員の定数を条例で定めることとなり，平成15年1月1日から施行され，現在の常陸太田市議会議員の定数

を定める条例は定数 22 人となっております。こうした中、当市は、平成 16 年 12 月 1 日の合併により人口は約 6 万 2,000 人となり、議員数は合併特例法の在任特例により現員 66 人です。

議会の議員の定数は、地方自治法上、人口 5 万以上 10 万未満の市の場合、30 人を超えない範囲内で定めることとなっており、平成 19 年 4 月 30 日の任期満了を控え、議員定数調査特別委員会を設置し、慎重に検討を重ねてきたところであります。

検討資料としては、全国市議会議長会の議員定数に関する調査、全国同規模市の調査、人口 5 万から 13 万人程度まで、県内合併市町の状況調査等の資料をもとに、分析調査を行いました。県内合併市町の調査では、人口、議員定数と削減状況、報酬額、議員 1 人当たりの人口、財政力指数、一般会計予算などについても参考にいたしました。この中で、特別委員会で検討中、あるいは検討する予定のある市が本市を含め 3 市、合併協議会の中で議員定数を協議済みである市が 10 市となっている状況であります。

12 月 14 日の第 4 回特別委員会の中で、法定数上限 30 人については削減する方向で一致いたしました。何名削減するかについては意見が分かれ、12 月 20 日の定例会議の中間報告書においては、現在の常陸太田市議会の議員の定数 22 人を、24 人から 28 人の間で調整するとの報告を行ったところであります。

2 月 21 日の第 5 回特別委員会の審議では、定数 28 人とする委員からは、旧常陸太田市の人口が 4 万人で定数 22 人、合併して旧町村の人口が 2 万人ふえた中では、地域性等を考慮すると、相応であるとの意見が出されました。また、定数を 26 人とする委員からは、次期改選後の議会では 24 人とする事も考慮しなければならないが、急激な議員数の減少は、合併後間もない中で、市民の声の反映、地方分権への対応、行政チェック機能の低下が懸念されるなどの意見が出されました。さらに、定数を 24 人とする委員からは、長引く経済不況のもと、民間に限らず、市執行部も国の三位一体の改革の中で行財政改革に積極的に取り組み、官民とも痛みを伴った対応をしている状況を踏まえ、議会としても、民意の反映に支障を来さない範囲での削減はやむを得ないなどの意見が出されました。

このような議論の末、市執行部の行財政改革への真剣な取り組みや、合併の趣旨を基本としながらも、本市の抱える市勢等を考慮し、これまでに述べた各種状況を総合的に検討した結果、民意が十分に反映できる議員数は必要であるとの意見で一致し、市民の理解は得られるものとの判断から、調査検討を終了し、採決して決定すべきと判断をいたしました。

委員会での採決は、全会一致を基本に各委員の協力をお願いしていたことから、委員会採決の結果、全会一致で定数を 26 人とする事とし、次の一般選挙から適用すべきであるとの結論に達した次第であります。

今後は、3 月 10 日の特別委員会で常陸太田市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての手続の確認を行い、3 月 24 日の最終日に議員提案し、本特別委員会を終了すべきであると決したところであります。

最後に、今回の調査内容は議員定数に限ったものでありましたが、今後のさらなる議会改革を

目指すためにも、最も重要なことは日々の研さん、資質の向上であり、これは、現職議員である我々のみならず、将来にわたり議員に課せられた使命であります。我々の活動には、行政の監視にとどまらず、積極的な政策提言や地方分権への対応が求められ、議会の果たすべき役割が従来にも増して拡大してきている状況にあります。そういう中で、議員みずからが資質の向上を図るとともに、民意の反映に最大限努力し、その結果として議員並びに議会に対する市民の期待が高まり、信頼される議会となるよう努めなければなりません。

なお、審議の過程で出されましたように、今回26人とした議員定数についても、次期改選後の議会においては、さらなる削減も検討せざるを得ない状況にあることを視野に入れ、より一層の自己研さんと議会の活性化を図る必要があることを付記し、議員定数調査特別委員会の最終報告といたします。どうか最終日、議員各位の深いご理解とご賛同をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。ありがとうございました。

議長（生田目久夫君） 委員長報告は終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

65番、宮田欣三君。

〔65番 宮田欣三君登壇〕

65番(宮田欣三君) ただいま議員定数調査特別委員会委員長の最終報告をいただきました。これまで特別委員会の委員の皆さんが真摯に、さらなる常陸太田市の充実発展のための議員定数の適正な数はどうあるべきかということで、審議、調査、そして適宜報告をいただきながら、我々としても理解をしてきたつもりでございますから、大意はおおむね了解をいたしておりますが、市民の皆さんにとっては、この26人とするということに至る経過は、ただいまの報告で概要理解はいただけたとしても、委員会の中で委員さん方が真剣に発言をしていただいた経過について二、三点、委員長に、私の伺う角度の発言があったか、ないかというような点についてだけ、お答えをいただきたいというふうに思います。

すべてこの最終報告書でしっかりと報告がなされていると思いますが、私がお伺いするところは、まず第1点、現在の常陸太田市の定数の条例については22名であることも触れております。最終結論は4名増の26名という報告になりました。その経過といたしましては、24から28という中でのもろもろの意見があったと思いますが、私が伺うのは、私も公費政務調査をさせていただきながら、県内、そして県外の状況等も調査させていただいている結果として、どういう発言がありましたかということをお伺いするわけであります。つまり、現在の22名から議員が4名ふえるということについては、今、最大の関心事であります市の財政状況、財政力指数等を考えて、議員1人当たりの経費掛ける増となる人数が、いわゆる現条例からすれば、議員に係る経費としてはプラスになるわけであります。

現在は66名、在任特例でありますから、これはもうご承知のとおり、4地区のそれぞれの首長さん方の任意の調査研究ということからスタートして、その結果が概略5つの基本合併の方針が決まりまして、4つの議会の議長が任意の研究会の中へ入りまして、最終合意を得て、その結果として、我々は4つの議会で法定協議会を設置することを議決したのも事実であります。その

結果として、法定協議会が合併特例法に基づく合併へのもろもろの調整権限という中での意見調整をしながら、その法定協議会の協議の結果として、特に議員の身分にかかわる点につきましては、4つの議会の議員が全員残るということでの在任特例が提案をされましたことでもありますから、私は、それは4つの地区の法定協の委員さん方が、市民代表の学識委員を含めて合意をしたことでもありますから、当然、自治法でいう30名以内ということでの合併時スタートの議会になれば、今、執行部で懸命に、その新市の総合計画策定作業、そういうことがいずれ新市の地域基盤整備の新市計画と相まった議会への承認を求める作業になってくると期待しておりますから、そういう中では、4つの議会の議員が全員残ってきめ細やかに地域の意見を提言していくという、今、地方制度調査会で、今後の議会の権限強化、とりわけ議員提案的な政策提言の権限強化が大事であるということで、今国会でも、その自治法改正へ踏み込む提案作業中であることを、総務省からの情報で伺っておりますから、そういうところを十分踏まえながら、数多く申し上げましたけれども、26名という定数の報告の中で、現条例から4名ふえる。ついては、そのプラス経費部分について、22名が現在のことですから、66名の現在の在任特例、これは合併特例法に基づく、それをしっかりと皆さんと一緒に議決をして、4地区の議会が68名スタートで、現在66名になっていることは、市民の皆さんも十分理解をさせていただいて今日に至っていると、私は認識しておりますから、そこでお伺いをするわけであります。

仮に、現在の22名から4名ふえるという1人当たりの議員経費について、いわゆる経費が増になるという考え方で、議員の報酬経費については、26名にするんではあるけれども、22名の経費の中で、要するに報酬その他の経費を下げるという意見が、研究すべきだというご意見が委員会の中であったか、ないか、端的にお答えください。

それから、財政力指数その他を十分調査をした上で、協議をいただいていることは承知しております。そして、今後の、新しい選挙後の議会構成の中で、「さらなる定数削減を検討せざるを得ない状況であることも視野に入れて」と報告にもございますが、私は、地域住民の代表であります委員を委嘱しております報酬等審議会を市長に招集をさせていただいて、そういうことを答申していただくべきであるというような意見が、委員会で出ましたかどうかというようなことで、今後の議会の特別委員会だけで中間報告ということで、多角度からの協議をいただいたことを敬意、感謝をしているわけではありますが、委員会の経過でこういう結論に至ったという、経過的な中のお答えがいただきたいということで、そういうことをお伺いするわけであります。

現在の条例に比較して、ふえた部分をどう対応するかという角度での意見が、委員会として発言がありましたかどうか。そしてまた、そういうことに関しては、報酬等審議会を市長に要望をしていくべきであるという角度の発言があったかどうかということで、おおむね2つの点に絞って、そういう発言があったかどうかをお聞かせいただければありがたいと。

最後に、特別委員会の皆さん方の多角度からのご検討をいただいた報告に対して感謝を申し上げます、委員長に対する質疑を終わります。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。委員長。

〔議員定数調査特別委員長 萩谷俊昭君登壇〕

議員定数調査特別委員長（萩谷俊昭君） お答えいたします。

ただいまの宮田議員からの質問でございますが、条例定数を22から26に変更するというところでございますが、その4人分の経費については、現在の22人の状態での報酬の中で操作すべきというようなご意見が出たかというようなことであろうと思うんですが、そのご意見については出ませんでした。

ただ、計算的に、条例からいうと4名ふえるわけですが、この件については、22名から増加するために、大体2,500万ぐらいの増加というふうに考えます。それから、我々委員会としましては、やはり議員も納得し、市民にも納得してもらおうというような立場から慎重に協議したことを、重ねてお知らせしておきたいというふうに思います。

また、報酬審議会の委員の要望はということでございましたが、この件につきましては、私たちは定数問題調査委員会でございますので、報酬までは立ち入ることはいたしませんでした。

以上です。

議長（生田目久夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

ただいまの議員定数調査特別委員会の報告につきましては、委員長報告のとおり今期定例会最終日に議案を提出する予定でありますので、ご了承を願います。

### 日程第3 施政方針説明

議長（生田目久夫君） 次、日程第3平成18年度施政方針について、市長より説明を願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 本日、平成18年第1回の市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、まことにありがとうございます。日ごろ、市政運営の推進につきましては、深いご理解とご支援をいただき、心から感謝と御礼を申し上げます。

今期定例会は、平成18年度の予算を初め、重要案件についてご審議をいただきます。議案の説明に先立ち、市政運営に当たる基本方針と平成18年度の施策の概要を申し上げ、議員の皆様のご賛同を賜り、あわせて市民の皆様に一層のご理解とご協力をいただきたいと思います。

国におきましては、三位一体の改革、公務員の人件費削減など、小さな政府実現のための改革が進められております。このような中で、国から地方への方針のもとに、3兆円の税源移譲、地方交付税の見直し、4兆7,000億円の補助金改革などが進められております。しかしながら、地方を取り巻く環境は、地方の望む自主自立による分権型地域社会への実現に一步一步近づきつつも、依然として厳しい財政状況の中で、行政運営を行っているのが現状であります。今後、さらに一層、真に地方みずからが政策を実行できる改革を望むところでございます。



このような状況下にあります。本市は、合併後における早期の一体感の醸成と、合併効果を最大限に生かすべく、常陸太田市総合計画並びに合併まちづくり計画に基づきまして、市民の皆様が住んでいてよかったと心から思えるまちの実現を目指して、一つ一つ着実に諸施策を進めてまいります。

さらに、合併後の新市の将来像を長期的な視点に立って見通し、市政運営を総合的かつ計画的に行うため、平成17年度より平成19年度を初年度とする今後10年間の新総合計画策定に取り組んでおり、元気と魅力あふれるまちの実現、少子高齢化社会などへの対応、企業・団体・市民との協働、新市の早期の一体化、行財政改革など、市民生活の一層の向上を目指す計画として策定を進めてまいります。

平成18年度は、昨年5月に市民の皆様より市政運営を託させていただきまして、初めての予算編成となります。このため、市総合計画はもとより、合併まちづくり計画の基本方針である行動理念に沿って、新総合計画策定事業、安全・安心まちづくり事業、市民バス試行運行事業、ミニドック検診事業、自動体外式除細動器の設置、天下野診療所及び里美歯科診療所整備事業、仮称ではございますが、中染分署里美出張所整備事業、防災行政無線整備事業、学校給食センター里美センター建設事業などに取り組みますとともに、なお一層の市民福祉向上のためにさまざまな事業を行ってまいります。

次に、平成18年度の予算と施策の概要について申し上げます。

まず、その指針となります国の一般会計予算及び地方財政の見通しについてであります。国の一般会計予算の規模は7兆9,860億円で、前年度に比較して2兆4,969億円、3%の減、国債費及び地方交付税交付金を除く一般歳出は4兆6,366億円で、前年度に比較して9,169億円、1.9%の減となっております。

地方財政につきましては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針等に沿って、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方の歳出を見直すこととされ、地方財政計画の規模は8兆3,150.8億円となり、前年度に比較をいたしまして6,179億円、0.7%の減、5年連続して減額となっております。

平成18年度も、前年に引き続き一般財源の総額が確保されたとはいうものの、地方財政計画上で、地方公務員が2万2,600人規模で削減されるなど、給与関係経費が0.6%の減、投資的経費の地方単独事業が実質3.2%の減となるなど、予算編成は昨年にも増して大変厳しいものとなりました。

このような中で、市総合計画及び合併まちづくり計画に位置づけられました諸施策を着実に推進するとともに、地域の一体性を速やかに確保するため、合併効果を生かし、定員適正化計画に基づく職員数の減による給与関係経費の削減、交際費、旅費、消耗品等の縮減、常勤特別職の給料の削減、管理職手当の削減など、経常経費の節減合理化を図り、限られた財源を有効に活用することを基本に、将来の財政運営にも十分に配慮して予算編成を行いました。

平成18年度の各会計の予算規模についてであります。初めに、一般会計は237億8,100万円で、0.5%の減でございます。特別会計は8件で総額196億5,225万3,000円、7.

7%の増、企業会計は2件で総額18億9,634万1,000円、6%の減となっております。各会計の予算を合計いたしますと、453億2,959万4,000円で、2.7%の増となっております。

以下に、行政の各分野について、施策の基本的な考え方と概要を申し上げます。

第1は、「健康で安心して生き生きと暮らせるまち」についてであります。

少子高齢化がさらに進む中で、だれもが住みなれた地域で安心して子供を産み、育て、そして高齢者や障害のある方などが生涯にわたり健やかで、生きがいを感じながら暮らしていくことのできるまちづくりを進めていくことが大切であります。そのためには、市民が地域福祉活動に積極的に参加することができるように、各種の地域団体と連携・協働を図り、地域に根ざした福祉活動を推進してまいります。

老人福祉につきましては、従来から実施していた介護予防・地域支え合い事業、老人保健事業、在宅介護支援センター事業などを統合・再編いたしまして、介護予防事業などに取り組んでまいります。さらに、ひとり暮らしなどの虚弱高齢者の方の安否確認と日用品買物の支援として、宅配・買物代行サービス事業や緊急通報体制整備事業などを行ってまいります。

障害者福祉につきましては、4月より障害者自立支援法による障害者・障害児が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な支援制度が始まります。本市におきましても、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制を確立するために、障害者福祉計画の策定作業を進めるとともに、介護給付、自立支援医療などのサービスを提供してまいります。

児童福祉につきましては、次世代育成支援地域行動計画に基づきまして、子供たちが健やかに生き生きと輝き、家庭や地域において安全で安心して子供を産み、親子ともに成長の喜びを感じられる環境づくりに努めてまいります。

また、子育て支援事業として、育児に悩みや不安を持つ保護者に対し、育児相談や未就園児の交流保育の場の提供、さらには、子育てサークル支援、母子保健事業などの充実と、子育て家庭における経済的支援を図りますため、医療福祉事業の対象を妊産婦まで拡大してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、せや児童クラブを開設するとともに、受け入れ児童を4年生まで拡大してまいります。

結婚対策事業といたしましては、金砂郷、水府、里美地区において、男女の交流会を実施してまいります。

保健予防につきましては、働き盛りの方の健康チェックとして、新たにミニドック検診事業を実施してまいります。また、天下野診療所、里美歯科診療所の建設を進めるとともに、同じ医療圏内に開院予定の広域の総合病院に対しまして、支援を行います。

国民健康保険につきましては、安定した事業運営の確立を図りますため、その基盤である国保税の均一化を図ってまいります。

介護保険につきましては、介護保険制度の改正に伴い、介護予防を中心とした予防重視型システムへの転換を図ってまいります。

第2は、「自然を活かし快適に暮らせるまち」についてであります。

市街地整備につきましては、鯨ヶ丘の歴史的景観を生かした街なみ環境整備事業を引き続き推進し、旧消防庁舎跡地につきましては、企画立案段階から地域住民を交えた計画づくりを行い、中心市街地活性化計画との整合性のとれた土地利用を進めてまいります。新市の玄関口となる常陸太田駅周辺地区につきましては、現況測量を実施し、整備の基本設計を行い、早期に事業着手できるよう事業推進に努めてまいります。日立電鉄線跡地につきましては、事業用地の代替地、公共公益施設用地、既存商店の集積、新たな民間活力の導入等、その利活用について検討してまいります。また、県道日立笠間線の木崎・稲木ルートや滝坂土地区画整理事業の促進も図ってまいります。

道路行政につきましては、すべての面で基盤整備の根幹をなすものであるため、一層道路整備の推進に力を注いでまいります。

国道や県道等の幹線道路の整備につきましては、地域の活性化を図る上で必要不可欠な課題であるため、引き続き関係機関の理解と協力のもとに、整理促進を図ってまいります。

市道につきましては、地方道路整備臨時交付金事業として、里野宮白羽線を整備し、道整備交付金事業として、磯部天神林線、粟原小島線、大門幹線、西河内幹線、高柿千寿線の整備を進めてまいります。また、安全快適なみち緊急整備事業として、猿ヶ橋線の整備を進め、さらに過疎代行事業として、天下野東染線、七反田代線の整備を進めてまいります。また、一般道路整備事業として、岡田台線、大森丹奈線、花房青木線、松平千寿線の整備を進め、さらに、測量調査、改良、舗装工事など41路線の整備を進めてまいります。

道路維持事業につきましては、宮本町西バイパスの舗装補修、大里町市道の横断暗渠布設がえなど、交通危険箇所の改善や交通安全対策、排水整備の工事を進めてまいります。

上水道事業につきましては、安全でおいしい水の安定供給に努めるとともに、将来にわたり良質な水道水源の保全を図りますため、小中学生を対象とした水生生物による簡易水質調査を行い、環境と河川のかかわりなどの意識を深めるため、ふるさとの水づくり事業を実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、事業認可区域の拡大を予定しております。市街化調整区域内の整備について、馬場・増井・新宿町の一部、下河合地区、真弓ヶ丘住宅団地への幹線管渠整備に着手してまいります。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、平成19年度供用開始に向けまして、汚泥処理施設の整備を行いますとともに、管渠につきましても、久米・大里・薬谷・玉造・芦間・和田・松平町の整備を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、中野・小島地区の平成19年度供用開始に向け、管路施設及び処理施設整備を進めてまいります。

市営住宅につきましては、公営住宅ストック総合改善事業として、新宿町団地6・7のトイレ水洗化工事を実施してまいります。

生活環境につきましては、日常生活における一人ひとりの環境思想の普及や、環境基本計画策定を促進する中から、市民と事業者等と協働して、持続可能な環境社会の構築に向けた取り組みを図ってまいります。

ごみ処理対策につきましては、市民参加による資源物の回収体制を整備し、資源リサイクルを推進してまいります。また、資源の有効利用の啓発活動を行い、環境への負荷が少ない、資源循環型の地域社会実現に向けた取り組みを進め、処理費用の削減に努めてまいります。

し尿処理対策につきましては、現在の収集体系を見直し、水府及び里美地区に許可制度の導入を図るため、投入料金の検討や投入量及び収集エリアの調整を行ってまいります。

なお、施設の老朽化が進んでおります里美クリーンセンターにつきましては、汚泥資源化施設を今後3カ年計画で更新するため、生活影響調査、基本設計に着手いたします。

防犯対策につきましては、市民の自主的な組織設立に際して補助を行いますとともに、研修会などを開催し、資質の向上を図ってまいります。

消防につきましては、住宅用火災警報器の設置が義務化されましたので、設置について市民の理解をいただくため、普及・啓発に努めてまいります。

救急業務につきましては、国の救急業務高度化推進計画に基づき、気管挿管・薬剤投与処置ができる救急救命士の養成を行い、効果的な救急業務を推進してまいります。さらに、現場到着までの時間を短縮し、救命率向上を図りますため、里美支所に仮称中染分署里美出張所を整備いたします。

防災につきましては、震災対策計画の見直しを行い、市全域を一体とした新たな計画を策定し、災害が発生した場合の拡大の防止、被害の軽減に努めてまいります。さらに、茨城県と合同による総合防災訓練を、本市を会場に実施してまいります。また、防災行政無線につきましては、里美地区の整備を行い、その後、金砂郷地区及び水府地区の整備を進めることにより、統一した運用ができる体制を構築してまいります。

第3は、「地域の魅力を活かした活力あるまち」についてであります。

地域活力の源泉であります市民の生活を豊かにする産業の振興は、極めて重要でありますので、地域の資源や魅力を有効に活用した施策を展開し、活力に満ちた、ほっとなまちづくりを目指してまいります。

農業につきましては、国において新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、平成19年度から品目横断的経営安定対策などの導入が計画されており、農政の大きな転換が図られることとなります。このため、担い手育成・新たな農業政策に対応した集落営農の取り組みを進めてまいりますとともに、茨城農業改革に基づき、県及びJAとの連携によりまして、生産や販売の強化推進を図ってまいります。

また、新たに設立された常陸太田市担い手育成総合支援協議会を核といたしまして、農業の担い手である認定農業者の育成・確保、集落営農組織への支援・誘導に積極的に取り組んでまいります。

さらに、茶加工施設整備に対する補助事業を実施するとともに、商標登録されました金砂郷産常陸秋そばのより一層のブランド化を図り、作付面積の拡大と生産組織の強化を推進してまいります。

果樹につきましては、新品種ブドウの常陸青龍の生産拡大に取り組み、オリジナルブランドと

しての確立を進めてまいります。

さらに、主力作物であります米につきましては、J Aを中心に栽培方法などの統一化を推進し、食味値の向上と商標登録によるブランド化を図ってまいります。米の需給調整につきましては、農業者・農業団体が主役となる需給システムの構築に向け、関係者との連携を図ってまいります。

また、野菜等を含め、消費者が求めるおいしくて安全・安心な農産物の生産を推進するため、生産技術研修会の開催や、普及センターが実施する地域土づくり運動推進協議会などとの連携によりまして、生産体制の拡充を図ってまいります。

議長（生田目久夫君） ただいま、34番、井坂勝安君が出席をいたしました。

市長（大久保太一君） さらに、産業祭やそばフェスティバル等の各種イベントにおける販売などを通して、消費拡大に向けた取り組みを展開してまいります。

都市住民を対象とした農業体験事業につきましては、地域の特産物である米やそば、大豆等の農作物栽培を通して、グリーンツーリズムにより推進してまいります。また、西金砂そばの郷そば工房、水府竜神ふるさと村、里美ふれあい館など、各種施設を活用した交流人口の拡大策に取り組み、地域産業全体の活性化を図ってまいります。

畜産につきましては、常陸牛黒毛和種等の生産奨励を図りますとともに、畜産環境整備リース事業に対する利子補給の支援事業を実施してまいります。

林業につきましては、適切な森林管理のため、林道・作業道の整備を進めるとともに、広域的な林道である奥久慈グリーンラインの整備を促進してまいります。

県北東部地区広域営農団地農道整備事業の推進につきましては、町屋地区及び高萩地区の未整備地区の早期完成を優先に、未着工となっている上大門町から西河内下町までの区間をその後の整備区間と位置づけ、国・県に対し要望活動を積極的に行ってまいります。

商工業につきましては、商工会が4月に合併をいたしますので、一層の連携に努め、引き続き商工業の安定と向上、経営革新や後継者対策を推進し、さらに、就業機会の創出・拡大や商工関連事業の充実によりまして、地域の活性化に取り組んでまいります。

中心市街地の活性化につきましては、中心市街地活性化基本計画に基づく新たな民間活力の導入に向けた取り組みを支援してまいります。

工業団地につきましては、地域経済の振興及び雇用の場の創出を図るため、専門担当者を配置し、優良企業の誘致に努め、トップセールスを実施するなど、積極的に取り組んでまいります。

観光につきましては、当市のすぐれた特色ある自然景観や歴史・文化など、多様な地域観光資源を相互に活用し、地場産業と連携した体験型観光グリーンツーリズムの促進により、魅力ある観光都市として充実を図ってまいります。また、これまで各地域において開催されてきた特色あるイベントを総合的に宣伝し、相乗効果による地域全体のイメージアップを図り、交流人口の増加に努めてまいります。さらに、魅力的な広域観光ルートの作成、特色ある観光土産品の育成や開発及びグリーンふるさと振興機構など関係機関との連携による効果的な宣伝を通して、観光客の誘致に努めてまいります。

第4は、「個性豊かなキラキラと輝く元気なまち」についてであります。

この実現のために、市民こぞって生涯学習社会に楽しく学び、常陸太田市民憲章の具現化に努めるとともに、本市の将来の発展を託す常陸太田の未来を拓く人づくりを推進してまいります。

生涯学習の推進につきましては、心の豊かさや生きがいを求める市民の学習として、幅広い年齢層に対応した各種講座・教室・講習会などの充実を図ってまいります。さらに、エコミュージアム活動につきましては、新市全域への拡大を図るため、各地域の方々にも構成メンバーとしてご協力いただき、早期に地域資源の調査が行えるよう努めてまいります。

郷土資料館につきましては、エコミュージアム活動拠点施設としての見直しや、中心市街地活性化基本計画と整合性を図ってまいります。

市民交流センターにつきましては、市民参加型事業として、地域音楽活動家の技術向上と人材育成支援を図るとともに、音楽のあふれるまちづくりを目指してまいります。

図書館につきましては、本館と金砂郷、水府、里美分室との連携を図り、図書館資料の受け取り及び返却場所を利用者が指定できる図書館ネットワークシステムの活用によりまして、読書環境の整備を進めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の推進につきましては、今後のスポーツ振興の核となる総合型地域スポーツクラブの設立に向けまして、各種団体の協力のもとに、その母体となる組織づくりの推進を図ってまいります。また、スポーツ少年団や小中学校との連携を深め、全国少年野球教室を初めとするスポーツ教室や各種スポーツ大会を引き続き開催し、市民のスポーツ交流を図るとともに、市民の健康づくりのための事業を積極的に展開してまいります。

温水プールにつきましては、サービス向上と経費削減を図るため、平成18年度から指定管理者制度の導入によりまして、管理を委託してまいります。

学校等の状況を見ても、少子化に伴い、園児・児童生徒が減少していることから、学校のあり方について、学校施設検討協議会において検討を進めてまいります。児童生徒の安全につきましては、学校、PTA、地域、さらには地域子ども安全ボランティアが一体となりまして、子供たちの安全安心に努めてまいります。不登校の問題に対応しますため、適応指導教室を開設し、不登校児童生徒が学校に復帰できるよう、援助や指導を行ってまいります。学校施設の整備につきましては、太田進徳幼稚園と幸久幼稚園において、給食を実施するためのパントリーを設置するとともに、水府及び里美の両センターを統合した学校給食センターの建設を実施してまいります。

姉妹都市交流につきましては、秋田市、仙北市、常陸太田市の3市による新たな交流関係の構築に向け諸準備を進めるとともに、牛久市への市民交流団の派遣等により、一層の交流を深めてまいります。

第5として、「計画推進」についてであります。

市民との協働によるまちづくりを基本とし、合併後の新市の総合的かつ計画的なまちづくりを目指す方向と、施策の基本となる新総合計画の策定を進めてまいります。市民の日常生活における利便性の高い移動手段の確保につきましては、民間事業者、関係行政機関、市民等による地域交通会議を設置し、地域の実情に即した公共交通サービスのあり方について検討してまいります。

なお、市民バスの運行については、現在のコースのほかに、4地区を結ぶコースを増設してまいります。

男女共同参画行政につきましては、市民参画によるフォーラムや女性議会を開催し、市民全体の理解啓発と意識の高揚を図ってまいります。

広報広聴につきましては、合併後の新市の姿を紹介するため、市勢要覧の発刊をしてまいります。また、市政懇談会につきましては、より多くの方に参加をしていただきますため、市内全小学校区において実施してまいります。

情報化施策につきましては、電子自治体の構築に向け、県と市町村の共同アウトソーシングによるシステム運用・開発により、効率的な情報化の推進に努めてまいります。

行政運営につきましては、迅速な意思決定ができる組織の構築、合併調整項目の推進、事務・事業の整理統合及び人材育成のための民間企業での職員研修を実施してまいります。さらに、財政基盤の強化を図るため、一層の定員管理、給与の適正化、民間委託の推進、指定管理者制度の導入及び補助金の整理合理化等により、行政経費の節減を図るなど、行政改革を推進してまいります。

以上、平成18年度の施政方針を申し上げました。ご賢察の上、ご理解をいただき、ご賛同を賜り、その執行に対しまして力強いご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今回の提出案件は、条例の制定3件、条例の一部改正22件、条例の廃止1件、規約の一部改正1件、地方公共団体の数の減少1件、平成17年度各会計補正予算11件、平成18年度各会計予算11件、合計50件であります。

なお、今会期中に人事案件2件を追加提案する予定でありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときにそれぞれご説明をいたします。慎重にご審議の上、原案のとおり可決・同意を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第1号ないし議案第28号

議長（生田目久夫君） 次、日程第4、議案第1号常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について、議案第2号常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第3号常陸太田市国民保護協議会条例の制定について、議案第4号常陸太田市個人情報保護条例の一部改正について、議案第5号常陸太田市特別職の職員で非常勤

のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第6号常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市手数料条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第12号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、議案第13号常陸太田市中心企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について、議案第14号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第15号常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第16号常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第17号常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第18号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第19号常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第20号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第21号常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第22号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第23号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第24号常陸太田市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第25号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第26号常陸太田市水府地区特定農山村総合支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第27号茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第28号茨城租税債権管理機構規約の一部改正について、以上28件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） それでは、提案者にかわり説明いたします。

1ページをお開きいただきます。議案第1号常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について、常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、常陸太田市移動通信用鉄塔施設の建設及び使用に関する分担金に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

2ページに条例がございます。常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例、第1条が趣旨でございます。この条例は、本年度里川町に建設中の鉄塔2基に係る分担金徴収の事項を定めるものでございます。第2条が分担金の徴収、第3条が分担金の額、建設及び使用に係る分担金の額を定めるものでございます。第4条が分担金の徴収方法、それぞれ一括して徴収する



というものでございます。第5条が委任。

附則として、この条例は公布の日から施行するとなっております。

次に、3ページをお開きいただきます。議案第2号常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が、平成16年6月18日に公布、同年9月17日から施行されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

4ページに条例がございます。常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、第1条が趣旨でございます。第2条が国民保護対策本部の組織、法第28条に市の国民保護対策本部長は市長をもって充てるとされておまして、第5項に、この職員は市の職員のうちから市長が任命することとなっております。第3条が国民保護対策本部の会議、第4条が国民保護対策本部の部、5ページにいきまして、第5条が国民保護対策本部の現地対策本部、現地対策本部長は現地対策本部の事務を掌理するとなっております。第6条が委任、第7条が緊急対処事態対策本部への準用でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとなっております。

次、6ページをお開きいただきます。議案第3号常陸太田市国民保護協議会条例の制定について、常陸太田市国民保護協議会条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が、平成16年6月18日に公布、同年9月17日から施行されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

7ページに条例がございます。常陸太田市国民保護協議会条例、第1条が趣旨でございます。この法律によりまして、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は市町村の条例で定めるとなっておりますので、今回の上程となっております。第2条が委員及び専門委員、30人以内とする。第3条が会長の職務代理、第4条が会議、第5条が部会、第6条が委任でございます。8ページに附則がございます。この条例は公布の日から施行するとなっております。

9ページをお開きいただきます。議案第4号常陸太田市個人情報保護条例の一部改正について、常陸太田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、指定管理者制度の実施に伴い、指定管理者に係る個人情報の適正な取り扱いを確保するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

11ページに新旧対照表がございます。ごらんいただきます。この中で、12条、13条、47条とも、指定管理者制度導入によりまして、公の施設の管理を指定管理者に行わせるとき、指定管理者が受託または管理の事務を行うとき、それぞれ加えたものでございます。

10ページにお戻りいただきたいと思います。10ページに附則がございます。この条例は、

平成18年4月1日から施行する。2として、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を次のように改正する。15条を削り、16条を15条とする。15条は、第13条の2に網羅されておりますので、削除するものでございます。

次に、12ページをお開きいただきます。議案第5号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、常陸太田市国民保護協議会の委員の報酬額の制定及び高齢者生産活動センター事業推進委員会の委員の職の廃止等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

14ページに新旧対照表がございます。新たに国民保護協議会の委員、月額4,600円を加えます。また、平成18年度から、高齢者生産活動センター事業推進委員会の委員の廃止及び運営委員会が運営審議会に名称が変更することによるものの改正でございます。

13ページに附則がございます。この条例は公布の日から施行するとなっております。

次に、15ページをお開きいただきます。議案第6号常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、本市の財政運営は極めて厳しい状況にあることから、当分の間、常勤特別職の給料を減額するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

17ページに新旧対照表がございます。市長、助役及び収入役の給料の調整措置として、給料の月額を100分の5に当たる額を減じた額とするものでございます。

16ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行するというものでございます。

次に、18ページをお開きいただきます。議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について。常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて市職員等の給与を改定するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

46ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表がございます。第6条初任給、昇格、昇給等の基準が、この4項では、勤務成績に基づく昇給制度の導入となります。第5項が、昇給号俸を5段階に設定するというものであります。6項は、高齢者職員の抑制措置というものが今回、明文化されました。47ページに移りまして、第7項が枠外昇給の禁止、第8項は、内容的には変更ありません。9の規則への委任規定、これも変更ございません。20条の5項に期末手当、役職加算対象者がここでうたっております。48ページの21条の1勤勉手当率の変更でございます。

31ページに戻っていただきたいと思います。附則がございます。施行期日ですが、この条例は平成18年4月1日から施行する。2として、特定職務級の切りかえ、3として新号給への切りかえ法、4として、職務給における最高の号給を超える給料月額等の切りかえ、5として、年度途中の昇格者等の調整がうたってあります。第6として、職員が受けてきた号給等の基礎、条例規則の裏づけということです。第7が、号給の切りかえに伴う経過措置であります。これは現給保障をするというものでございます。32ページの第8項も、現給保障をするというものでございます。9項が、新規新採用職員の取り扱いでございます。10項が、基礎給料月額の指定ということでございます。11項が、平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例、昇給抑制期間の取り扱いがうたってあります。さらには、12項として、市規則への委任があります。13項以降は用語の整理でございます。14、15、16、17となっております。ごらんいただきたいと思います。

次に、49ページをお開きいただきます。議案第8号常陸太田市手数料条例の一部改正について、常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、石綿による健康被害の救済に関する法律が平成18年2月10日に公布、政令で定める日から施行されること等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

51ページに新旧対照表がございます。別表2であります。中ほど以下に、石綿による健康被害の救済に関する法律が加わっております。また、上から3番目の独立行政法人農業者年金基金法、さらに一番下の犯罪被害者等給付金の支給に関する法律、これらは名称の改正によるものの改正でございます。

50ページに附則がございます。この条例は市規則で定める日から施行するとなっております。

次に、52ページをお開きいただきます。議案第9号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が、平成18年1月25日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

54ページに新旧対照表がございます。当市におきましても、直接船舶に給油することができる移動タンク貯蔵所が常置される場合として想定されることから、「もしくは船舶」を加えたものでございます。

53ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行するとなっております。

次に、55ページをお開きいただきます。議案第10号常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について。常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、障害者自立支援法が平成17年11月7日に公布、平成18年4月1日から施行されること等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

57ページに新旧対照表がございます。第6条の一部負担金等でございますが、この6条の2項、これらの法律等により、従来市が任意給付で肩がわりをしていた5%の負担がなくなるため、これを削除するものでございます。

56ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行する。2の適用区分、この条例の施行日の前日までに医療を受けた被保険者は、後から請求があっても、なお従前のおりとするというものでございます。

次に、58ページをお開きいただきます。議案第11号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、国民健康保険税の納期に関する規定を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

60ページに新旧対照表がございます。国民健康保険税の均一化を図ることになり、税額が増額となるため、納税義務者に配慮し、納期を6期から8期に改正するものでございます。

59ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行するとなっております。

61ページをお開きいただきます。議案第12号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、常陸太田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、介護保険料率の見直し及び介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成18年3月1日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

66ページに新旧対照表がございます。この5条で保険料率がございますが、介護保険料は3年ごとに事業計画を見直すことになっておりまして、これに伴って、18年度から新しい保険料となります。次に、第8条3項でございますが、これは、保険料段階が6段階になったことに伴い、賦課期日以降の月割賦課算定について、保険料5段階の境界層該当者の措置が加えられたものでございます。67ページに16条関係が載っておりますが、今回の制度改正で要介護状態区分の見直しがありまして、要支援1及び要支援2の区分変更認定の際の被保険者証の提出を求めることが加えられたものでございます。

62ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行する。2条に経過措置があります。税制改正によりまして、老年者の非課税限度額が廃止されることによりまして、新たに住民税が課税される者について保険料段階が上昇するため、平成18年度、19年度の2カ年度におきまして、段階的に保険料を上げるための激変緩和措置が載っております。

次に、68ページをお開きいただきます。議案第13号常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について、常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、常陸太田市内の各商工会の合併に伴い、本条例の一部改正を行うも

のでございます。

70ページに新旧対照表がございます。融資保証のあっせんに関する事務を商工会に委託をしておりますが、常陸太田市商工会、金砂郷商工会、水府商工会及び里美商工会が合併したことに伴うものでございます。

69ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行するとなっております。

次に、71ページをお開きいただきます。議案第14号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、利用料金に関する規定を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

73ページに新旧対照表がございます。利用料金の額の設定につきまして、指定管理者に裁量権を持たせるものでございます。

72ページに附則がございます。この条例は公布の日から施行するとなっております。

次に、74ページをお開きいただきます。議案第15号常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、これも、利用料金に関する規定を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

76ページに新旧対照表がございます。これも、利用料金額の設定につきまして、指定管理者に裁量権を持たせたものでございます。

75ページに附則がございます。この条例は公布の日から施行するとなっております。

次に、77ページをお開きいただきます。議案第16号常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、これも、利用料金に関する規定を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

79ページに新旧対照表がございます。これも、利用料金の額の設定につきまして、指定管理者に裁量権を持たせたものでございます。

78ページに附則がございます。この条例は公布の日から施行するとなっております。

次に、80ページをお開きいただきます。議案第17号常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、利用料金に関する規定を改正するため、本条例の一部改正を行うものでござ

います。

８２ページに新旧対照表がございます。これも利用料金の額の設定について、指定管理者に裁量権を持たせたものでございます。

８１ページに附則がございます。この条例は公布の日から施行するとなっております。

次に、８３ページをお開きいただきます。議案第１８号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成１８年３月８日提出、市長名。

提案理由でございますが、これも、利用料金に関する規定を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

８５ページに新旧対照表がございます。利用料金の額の設定について、指定管理者に裁量権を持たせたものでございます。

８４ページに附則がございます。この条例は、平成１８年４月１日から施行するとなっております。

８６ページをお開きいただきます。議案第１９号常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成１８年３月８日提出、市長名。

提案理由ですが、利用料金に関する規定を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

８８ページに新旧対照表がございます。これも、利用料金の額の設定について、指定管理者の裁量権を持たせたものでございます。

８７ページに附則がございます。この条例は平成１８年４月１日から施行するとなっております。

８９ページをお開きいただきます。議案第２０号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成１８年３月８日提出、市長名。

提案理由ですが、西金砂湯けむりの郷に豆腐工房を設置することに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

９１ページに新旧対照表がございます。西金砂湯けむりの郷にこのたび豆腐工房が設置されるため、この別表１のこども広場の次に加えるものでございます。豆腐工房、常陸太田市上宮河内町３５番の１、利用時間が午前１０時から５時となっております。

９０ページに附則がございます。この条例は平成１８年４月１日から施行するというものでございます。

次に、９２ページをお開きいただきます。議案第２１号常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出，市長名。

提案理由ですが，利用料金に関する規定を改正するため，本条例の一部改正を行うものでございます。

94ページに新旧対照表がございます。これも，利用料金の額の設定について，指定管理者に裁量権を持たせたものでございます。

93ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行するというものでございます。

次に，95ページをお開きいただきます。議案第22号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について，常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出，市長名。

提案理由ですが，駐車場の料金区分を改正するため，本条例の一部改正を行うものでございます。

98ページに新旧対照表がございます。駐車場の使用料金であります。別表1，別表2，それぞれ変更となっております。まず，梅津会館前の車庫の月決め定期駐車場が，平成18年街なみ環境整備事業により使用できなくなるための改正でございます。その他条文を整理したものでございます。

97ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

次に，99ページをお開きいただきます。議案第23号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について，常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出，市長名。

提案理由ですが，公営住宅法施行令の一部を改正する政令が平成17年12月2日に公布，平成18年4月1日から施行されること等に伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

102ページから新旧対照表がございます。この内容であります。第5条に公募の例外というのがあります。公募によらずに市営住宅への入居が可能となる事由の拡大でございます。6条に入居者の資格の改正がうたっております。また，104ページの(3)に，収入超過者に係る家賃算定の改正がございます。それぞれごらんになっていただきたいと思います。

101ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行する。経過措置であります。この条例の施行日前に満50歳以上である者の市営住宅の入居者資格については，なお従前の例によるとなっております。

次に，106ページをお開きいただきます。議案第24号常陸太田市教育委員会教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について，常陸太田市教育委員会教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出，市長名。

提案理由でございますが，本市の財政運営は極めて厳しい状況にあることから，当分の間，常

勤特別職の給料を減額するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

108ページに新旧対照表がございます。教育長の給料の調整措置として、給料月額を100分の5に当たる額を減じた額とするものでございます。先ほどの三役と同じであります。

107ページに附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、109ページをお開きいただきます。議案第25号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由でございますが、染和田公民館の移転に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

111ページに新旧対照表がございます。染和田公民館の位置が、水府総合センター内の町田町163番地の1に移転するための改正でございます。

110ページに附則がございます。この条例は公布の日から施行するとなっております。

続いて、112ページをお開きいただきます。議案第26号常陸太田市水府地区特定農山村総合支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、常陸太田市水府地区特定農山村総合支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

提案理由ですが、常陸太田市水府地区特定農山村総合支援事業の完了に伴い、本条例を廃止するものでございます。

113ページをごらんいただきたいと思います。この基金は、平成13年度に基金を1,500万積み立てたものでございまして、5年間で取り崩す基金でございました。平成17年度末で事業の完了に伴いまして、廃止するものでございます。

附則がございます。この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

次、114ページをお開きいただきます。議案第27号茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされる同法第9条の3第1項の規定に基づき、従前の例により事務を行うこととしていた茨城県市町村総合事務組合について、地方自治法第286条第1項の規定により、平成18年1月1日から同年3月27日までの間に効力を生じた茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の減少について、次のとおり協議するものとする。平成18年3月8日提出、市長名。

記でございますが、新市の名称、旧市町村名、廃置分合の年月日が載っております。常総市、旧市町村名は水海道市、石下町、廃置分合の年月日が本年1月1日でございます。新市の名称下妻市、旧市町村名が、下妻市、千代川村、これもことしの1月1日に廃置分合がされております。土浦市、旧市町村名が土浦市と新治村、廃置分合がことしの2月20日でございます。笠間市、旧市町村名が笠間市、友部町、岩間町、平成18年3月19日が廃置分合の年月日であります。つくばみらい市、旧市町村名が伊奈町、谷和原村、平成18年3月27日が廃置分合の年月日で



あります。小美玉市，旧市町村名が小川町，美野里町，玉里村，これが平成18年3月27日が廃置分合の年月日でございます。

提案理由ですが，茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数に減少が生じたことに伴い，地方自治法第290条の規定に基づき，議会の議決を求めるものでございます。なお，笠間市，つくばみらい市，小美玉市につきましては，廃置分合の年月日が3月19日，3月27日とそれぞれなっておりますが，平成17年7月14日の総務大臣告示をもって合併とみなすということになっております。

次に，115ページをお開きいただきます。議案第28号茨城租税債権管理機構規約の一部改正について，市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により，なお効力を有するとされる同法第9条の3第1項の規定に基づき，従前の例により事務を行うこととしていた茨城租税債権管理機構の規約について，地方自治法第286条第1項の規定により，平成18年1月1日から同年3月27日までの間に効力を生じた茨城租税債権管理機構を組織する市町村の合併に係る改正を，別紙のとおり行うことについて協議するものとする。平成18年3月8日提出，市長名。

提案理由でございますが，茨城租税債権管理機構規約の一部改正に伴い，地方自治法第290条の規定に基づき，議会の議決を求めるものでございます。

118ページに新旧対照表がございます。今回の合併によりまして，第2条関係で，機構を組織する地方公共団体が別表1のようになっております。次のページをお開きいただきます。別表2として，これは，構成員の選挙関係でございますが，それぞれ合併によって改正されております。

117ページに附則がございます。この規約は平成18年4月1日から施行するとなっております。

以上，議案第1号から議案第28号までの説明を終わります。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時01分再開

議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第29号ないし議案第39号

議長（生田目久夫君） 次，日程第5，議案第29号平成17年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について，議案第30号平成17年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について，議案第31号平成17年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第2号）について，議案第32号平成17年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について，議案第33号平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について，議案第

34号平成17年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第35号平成17年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第36号平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第37号平成17年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第38号平成17年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第4号)について、議案第39号平成17年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第4号)について、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長(萩谷暎夫君) それでは、提案者にかわりまして、補正予算の説明をさせていただきます。横とじの資料になります。

議案第29号平成17年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)、平成17年度常陸太田市の一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億5,624万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億8,986万5,000円とする。第2条が繰越明許費でございます。第3条が債務負担行為の補正でございます。第4条が地方債の補正でございます。平成18年3月8日提出、市長名。

今回の補正は、各事業の確定、あるいは工事の数量、入札差金、その他制度の確定によるものが主なものでございます。

13ページをお開きいただきます。事項別明細書でご説明いたします。

まず、款10の地方交付税、5億1,014万5,000円は、普通交付税の決定によるものでございます。

款12分担金及び負担金、この移動通信用鉄塔施設整備事業費分担金1,001万5,000円は、議案第1号でご説明いたしましたが、里美地区に建設しております鉄塔建設の分担金でございます。なお、当初款20諸収入に計上してありましたが、今回、組みかえをするものでございます。

14ページに、使用料及び手数料がございます。持ち込みごみ処理手数料1,170万の減、これは持ち込みごみの量の減少によるものでございます。

14ページ一番下であります。里美中学校改築事業費負担金4,786万2,000円の増でございます。これは、次のページにあります。国庫支出金から組みかえるものでございます。

15ページの款14国庫支出金の児童福祉費補助金、特定資金公共事業償還時補助金6,068万8,000円は、愛保育園建設に伴う償還を、合併特例交付金からの組みかえでございます。教育費国庫補助金の里美中学校改築事業費補助金5,015万1,000円の減でございますが、先ほど申し上げましたとおりでございます。

総務費でございますが、合併市町村補助金6,534万5,000円は、次のページの県補助金市町村合併特例交付金との組みかえによる計上でございます。16ページの上の方ですが、市町村合併特例交付金6,340万円の減は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

18ページの款18繰入金,宅地分譲事業特別会計繰入金2,008万9,000円の減は,当初3区画を予定しておりましたが,1区画分が売却されたことによりまして,18年度の財源として繰り越さず,繰入金を戻すものでございます。同じく財政調整基金繰入金,都市整備事業基金繰入金,減債基金繰入金等,これらにつきましては,財源が捻出されましたので,それぞれの基金に戻すものでございます。

19ページの雑入の中で,情報通信格差是正事業事業者受入金1,170万の減につきましては,先ほどご説明いたしました分担金に組みかえるものでございます。

款21市債につきましては,後ほどご説明をいたします。

21ページをお開きいただきます。歳出に移ります。

款2の総務費でございますが 職員手当に退職手当特別負担金5,501万5,000円でございますが,当初,定年退職者9名分を見込んでおりましたが,勸奨退職者等が出てまいりましたので,増となっております。

次に,22ページの減債基金積立金,一番下の方にありますが,2,095万8,000円は,安全快適な道緊急整備事業費補助金に積み立て,償還時に取り崩すものでございます。

次,23ページの一番下でございますが,移动通信施設設計監理委託料でございますが,これは差金によるものでございます。

続いて,27ページをごらんいただきたいと思います。身体障害者福祉費でございますが,下の方に,施設訓練等支援費2,464万2,000円の減でございますが,措置者の減によるものでございます。

次の28ページをごらんいただきたいと思います。上の方に,老人保健特別会計繰出金1億1,688万7,000円がございます。これは,国庫の不足分を平成18年度に確定するため繰り出しをし,平成19年度に一般会計に戻すとされるものでございます。次に,介護保険特別会計繰出金2,837万2,000円の減は,特別会計の16年度の繰越金の確定によりまして,介護給付費の減による確定でございます。

29ページの委託料であります,上から5行目です。保育運営児童委託料1,190万8,000円は,民間保育所の低年齢児の減によるものでございます。

次,30ページをお開きいただきます。中ほど下に,簡易水道事業特別会計繰出金として3,075万5,000円の減,これは里美の北部地区簡易水道の取水堰設置建設事業を18年度に送ったものの減でございます。

31ページの塵芥処理費の15工事請負費,焼却炉補修工事1,542万8,000円の減は,入札差金でございます。

31ページの一番下でございますが,経営体質強化施設整備事業費補助金1,411万2,000円の減でございますが,これは,水府地区ライスセンター乾燥施設の契約の確定によるものでございます。

32ページをごらんいただきたいと思います。農地費の農道改良工事1,800万円の減は,里美地区の山急県単土地改良事業,事業費の確定によるものでございます。

同じく28の繰出金でございますが、農業集落排水事業特別会計繰出金3,245万の減は、中野・小島地区の事業でありまして、前年度の繰越金の確定によりまして、一般会計の繰り入れを減じたものでございます。

なお、同じページの一番下に、産地づくり対策推進費1,040万6,000円の減、これは減反面積の確定による減でございます。

続きまして、34ページの一番下の行であります。道路新設改良費の工事請負費、道路新設改良舗装工事2,360万円の減は、工事の確定によるものでございます。

35ページの中ほど下に、下水道費がございます。下水道事業特別会計繰出金8,721万7,000円の減は、公共下水道債の増及び平成16年度の繰越分の確定によるものでございます。

39ページをごらんいただきたいと思えます。教育費でございますが、中学校建設費、一番下にございますが、里美中学校校舎建設工事2,850万円の減、本年度の工事費の確定によるものでございます。

続きまして、40ページの幼稚園管理費でございますが、公有財産購入費で用地購入費1,355万は、太田進徳幼稚園駐車場用地の購入費でございます。

飛びまして、44ページをお開きいただきます。44ページ款11公債費、この特定資金公共事業債償還金6,068万8,000円の増でございますが、これは愛保育園の繰上償還金でございます。

6ページにお戻りいただきたいと思えます。6ページに繰越明許費がございます。今回、繰越明許費が14事業ほどございます。農業費から道路橋りょう費まで総額2億9,074万7,000円でございます。これは、用地交渉に日数が要したも等の理由でございます。

次に、8ページに債務負担行為の補正がございます。追加でございますが、7事業で、4月1日に必要とするもので、年度内に契約を行わないと事務に支障が起こるということで、補正するものでございます。なお、この2番目の地方債証券共同発行連帯債務でございますが、本市も、平成17年度許可の市債の発行に当たりまして、1億円分を大好きいばらき県民債としてこの4月に県と7市町村共同で発行するため、その条件といたしまして共同発行ということでございますので、連帯債務を負うということで、ここに挙げております。

9ページが地方債の補正、1追加であります。アスベスト対策事業費1,000万は、小中学校の事業を単独で見込んでおりましたが、国庫補助が見込まれるため、起債を追加したものでございます。2の廃止は、組みかえでございます。3の変更は、事業の確定によるものでございます。

続きまして、議案第30号平成17年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、平成17年度常陸太田市の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,077万7,000円とする。平成18年3月8日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細、歳入でございます。款3の国庫支出金でござい

ますが、一般被保険者分として1,374万1,000円、これは医療費の伸びによるものでございます。次の、療養給付費等交付金の中で、社会保険診療報酬支払基金交付金3,088万2,000円の減でございますが、退職被保険者の療養給付費の減によるものでございます。6ページの下に他会計繰入金、あるいは7ページの頭に支払準備基金繰入金、それぞれ額の確定によるものでございます。

8ページから歳出でございます。款2の保険給付費でございますが、いずれも医療費の増減によるものでございます。

続きまして、議案第31号平成17年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算(第2号)、平成17年度常陸太田市の老人保健特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,127万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,744万7,000円とする。平成18年3月8日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございますが、上の医療費交付金、現年分として1,706万円は、平成17年度の伸びによる増でございます。次の国庫支出金、現年分として1億241万8,000円、これも確定でございます。4の繰入金の一般会計繰入金1億1,688万7,000円につきましては、国庫支出金あるいは県支出金の一時肩がわりをするものでございます。

7ページに歳出がございます。医療給付費扶助費ですが、2,127万3,000円の増は医療費の伸びによるものでございます。

続きまして、議案第32号平成17年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)、平成17年度常陸太田市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,657万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,076万3,000円とする。平成18年3月8日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金、これらにつきましては、介護保険給付費の減額に伴う各法定負担金の減額補正でございます。7ページの7繰入金につきましては、保険給付費の減に伴い、市負担金の減及び総務費の減、支払基金繰入金の減による減額補正でございます。

8ページから歳出がございますが、9ページの保険給付費でございます。これは、要介護者の居宅及び施設サービス費の見込みを下回ったことによるものでございます。

以上で、32号を終わります。

次に、議案第33号平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第5号)、平成17年度常陸太田市の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,291万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億909万1,000円とする。第2条が継続費の補正でございます。第3条が繰越明許費で、第4条が地方債の補正でございます。平

成18年3月8日提出，市長名。

9ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。中ほどに，一般会計の繰入金として8,721万7,000円の減額をしております。これは，財源調整でございます。次の款7繰越金，前年度繰越金であります，5,589万3,000円は，決算による今回の繰り越しでございます。款9市債につきましては，2,610万円の減になっておりますが，工事費の減による補正減でございます。過疎対策事業債8,700万につきましては，有利な事業債ということで取り入れております。

10ページに歳出がございます。目2の流域下水道費2,157万3,000円の減は，負担金の確定によるものでございます。次の，特環下水道費2,125万5,000円の減は，金砂郷分で事業費の減，また，水道の移設が回避できたことによる補償費の減が主なものでございます。

4ページに戻っていただきます。4ページに継続費の補正として，金砂郷・水府浄化センター建設事業費でございますが，本年度の事業を減じて，最後の平成19年度に事業を持っていくという形の変更でございまして，総額の変更はございません。

次に，5ページに繰越明許費がございます。特定環境保全公共下水道管渠整備事業は，次年度に繰り越すものでございます。

次，6ページに地方債の補正がございます。追加，廃止，変更でございます。ごらんいただきたいと思えます。

次に，議案第34号平成17年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算，平成17年度常陸太田市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億299万4,000円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,516万3,000円とする。第2条が地方債の補正でございます。平成18年3月8日提出，市長名。

7ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。款3県支出金の中で，農業集落排水事業費の補助金でございますが，6,091万5,000円の減は，中野・小島地区の事業の確定による減でございます。款5繰越金，前年度繰越金2,535万5,000円は，平成16年度決算によるものでございます。一番下であります，市債，農業集落排水事業債7,120万の減は，平成17年度の事業の減によるものでございまして，また，過疎対策事業債3,600万円を増としております。これは，有利な事業債ということで増となっております。

8ページに歳出でございますが，施設整備費の中で9,540万補正減になっております。これは，当初，県へ要望していたものが，内示により確定した額が割り振りをなされなかったと。委託料，工事費の減でございますが，これは補助の枠が減少したための減額でございます。

4ページに戻っていただきたいと思えます。4ページに地方債の補正，追加，変更でございます。それぞれ事業の確定等によるものでございます。

次に，議案第35号平成17年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第4号)平成17年度常陸太田市の戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正ですが，歳入歳出予算の総額から歳

入歳出それぞれ586万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,039万9,000円とする。第2条が地方債の補正でございます。これは、里美地区の事業でございます。

7ページをお開きいただきます。事項別明細書の歳入でございますが、中ほどに一般会計繰入金422万8,000円の減、これは事業の決定によるものでございます。一番下に市債として戸別合併処理浄化槽設置整備事業債450万の減、これは事業の確定によるものでございます。

8ページに歳出がございます。これらは、加入者の減による事業の確定による補正でございます。

4ページに戻っていただきます。地方債の補正でございますが、これは加入者の減によるものでございます。

次に、議案第36号平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、平成17年度常陸太田市の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,692万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,904万9,000円とする。第2条が繰越明許費、第3条が地方債の補正であります。平成18年3月8日提出、市長名。

8ページをお開きいただきます。事項別明細での歳入でございますが、款3繰入金、一般会計繰入金3,075万5,000円は、事業の繰り越しによる減でございます。一番下ですが、款6市債、簡易水道事業債6,700万の減は、翌年度に繰り越したための減でございます。

9ページに歳出がございます。款1事業費の水源及び浄水費の中の工事請負費7,300万の減は、水源確保をするため、保安林の解除がおくれたための工事費の減でございます。

4ページに戻っていただきまして、繰越明許費、天下野地区配水管布設がえ事業として564万9,000円を繰り越すわけでございます。

5ページに地方債の補正がございます。これは、水源工事の繰り越しによる変更でございます。

議案第37号平成17年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)、平成17年度常陸太田市の宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,219万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,173万7,000円とするものでございます。平成18年3月8日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。これは、当初3戸分譲の予定でありましたが、結果的に1戸が分譲されまして、2戸が残ったということで、今回の補正でございます。

7ページの歳出につきましても、事業費の減による一般会計からの繰出金を戻すものでございます。

以上、議案第29号から議案第37号までの説明を終わります。

議長(生田目久夫君) 水道部長。

〔水道部長 西野勲君登壇〕

水道部長（西野勲君） 議案第38号及び議案第39号について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

初めに、議案第38号常陸太田市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。1ページをお開きいただきます。第1条が総則でございます。第2条は、業務の予定量の補正で、平成17年度常陸太田市水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。（4）といたしまして、主要な建設改良事業で1,330万3,000円の減額補正し、4億1,360万7,000円とするものです。第3条が資本的収入及び支出の補正で、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが、第1款資本的収入で1,330万3,000円の減額補正し、3億4,976万7,000円といたします。次に、支出でございますが、第1款資本的支出で1,330万3,000円の減額補正し、6億6,141万5,000円とするものです。

次のページをお開きいただきます。第4条が他会計からの補助金の補正で、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億6,012万9,000円を377万5,000円減額補正し、1億5,635万4,000円に改めるものでございます。平成18年3月8日提出、常陸太田市長名。

補正の内容につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。9ページをお開きいただきます。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございますが、1款2項2目の他会計補助金の7節一般会計補助金377万5,000円の減額補正は、下にございます9節その他の雑収入の増額補正に伴う処置でございます。3目9節のその他の雑収益377万5,000円の増額補正でございますけれども、加入分担金等の増を見込んだものでございます。

次のページをお開きいただきます。資本的収入及び支出の収入でございますが、2項1目2節の工事負担金1,100万円の減額補正につきましては、公共下水道関連事業で、当初見込んでおりました路線について布設がえを要しなくなったため、補正をするものでございます。3項1目3節の一般会計出資金230万3,000円の減額補正は、委託業務の確定に伴い、減額補正するものでございます。

次に、支出でございますけれども、1項2目1節の委託料408万8,000円の減額補正は、入札差金によるものでございます。2節の工事費921万5,000円、事業の確定により補正をするものでございます。

次に、議案第39号常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。1ページをお開きいただきます。第1条は総則でございます。第2条は収益的収入及び支出の補正で、平成17年度常陸太田市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入の中で、第1款工業用水道事業の第1項営業収益を189万円の増額補正し、5,036万4,000円といたします。第2項の営業外収益を同じく189万円の減額補正し、8,726万1,000円といたします。第3条は他会計からの補助金の補正で、予算第8条に定めた一般会計から、この会計へ補助を受ける金額6,709万5,000円を189万円



減額補正し、6,520万5,000円に改めるものでございます。平成18年3月8日提出、常陸太田市長名。

補正の内容につきましては、予算明細書でご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出の収入ですが、1款1項1目の給水収益1節の水道料金189万円の増額ですが、料金調整の状況を踏まえまして、超過料の水量2万トンを増額補正するものでございます。2項2目の他会計補助金、7節の一般会計補助金189万円の減額補正につきましては、水道料金の増額に伴う処置でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

#### 日程第6 議案第40号ないし議案第50号

議長（生田目久夫君） 次、日程第6、議案第40号平成18年度常陸太田市一般会計予算について、議案第41号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、議案第42号平成18年度常陸太田市老人保健特別会計予算について、議案第43号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、議案第44号平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、議案第45号平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第46号平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第47号平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、議案第48号平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について、議案第49号平成18年度常陸太田市水道事業会計予算について、議案第50号平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） それでは、提案者にかわりましてご説明いたします。

議案第40号平成18年度常陸太田市一般会計予算、平成18年度常陸太田市の一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ237億8,100万円と定める。第2条が債務負担行為でございます。第3条が地方債、第4条が一時借入金、一時借入金の借入額の最高額は20億円と定める。第5条が、歳出予算の流用でございます。平成18年3月8日提出、市長名。

15ページをお開きいただきます。事項別明細でご説明をいたします。

款1市税の市民税でございますが、21億8,762万9,000円、昨年に比べて増額しております。また、固定資産税につきましては減額となっております。16ページに軽自動車税、17ページに市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、ここまでの税の合計が49億1,920万円でございます。この計上に当たりましては、定率減税の2分の1の廃止、固定資産税の評価がえ、市たばこ税の税率改正などの税制改正の動向、また、前年度の実績等を勘案して計上いたしております。18ページに入湯税、都市計画税がございます。

款2の地方譲与税でございますが、この所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、これらに当たりましては、三位一体の改革による税源移譲としての所得譲与税の増、また、地方財政計画、前年度の実績等を勘案して計上しております。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、これらの計上に当たりまして、地方財政計画、前年度の実績等を勘案いたしました。地方特例交付金につきましても、同様でございます。

次、20ページをお開き願います。款10に地方交付税がございます。この計上に当たりましては、合併に伴う財政需要、地方財政計画を勘案し、普通交付税78億3,000万円、特別交付税7億5,000万円を計上いたしました。

款11交通安全対策特別交付金、これらにつきましても、地方財政計画、前年度の実績等を勘案いたしました。

12の分担金及び負担金、それぞれ計上でございます。

13の使用料及び手数料、使用料でございますが、今年度から新たに10施設の管理を指定管理者制度に移行したことによりまして、使用料が減額計上となっております。それぞれごらんいただきたいと思います。

款14国庫支出金でございますが、24ページに里美中学校改築事業費負担金7,179万2,000円計上しております。また、国庫補助金であります。合併市町村補助金2,500万、また、道路橋りょう費の補助金といたしまして、道整備交付金1億4,850万、また、道路橋りょう費及び都市計画費に計上されておりますが、まちづくり交付金、合計で2,500万円、それから消防費であります。消防施設整備費補助金919万、中学校の補助金であります。里美中学校改築事業費の補助金として4,666万5,000円、また、保健体育費の補助金、学校給食共同調理場整備事業費の補助金として2,825万9,000円を計上しております。

次に、財産収入でございますが、30ページをお開きいただきます。財産売払収入の中で、土地開発公社残余財産受入収入を3億円計上してございます。これは、土地開発公社の残余財産受入収入の3億円の計上でございます。

款17寄附金であります。前年同額でございます。

18繰入金、特別会計繰入金、基金繰入金、それぞれ計上してございます。

19の繰越金であります。2億5,000万、前年度と同額の計上でございます。この計上に当たりましては、過去の実績等を勘案いたしました。

款20諸収入の延滞金加算金、これにつきましては108万6,000円、同じく市預金利子は2万円、貸付金の元利収入として3,852万4,000円、また、項4の雑入であります。節2の学校給食費徴収金3億2,081万4,000円を計上しております。また、33ページの中ほどであります。高額療養費等返納金8,627万2,000円を計上しております。さらに、その下であります。市民交流センター自主事業入場料1,863万8,000円でございます。

34ページをお開きいただきます。款21市債であります。道路橋りょう債1億8,530万、また、住宅債1,050万、消防債であります。1,870万、教育債が1億9,950万、それか

ら、過疎対策事業債、合計で4億1,440万、それぞれ事業に充当するものであります。合併特例事業債6億1,120万、道路橋りょう費から消防里美出張所の整備事業に充てるものであります。地域再生事業債2,500万、減税補てん債5,000万、臨時財政対策債8億2,000万を歳入で計上しております。

続きまして、歳出でございますが、37ページをお開きいただきます。主なものをご説明いたします。

43ページの中ほどに、文書広報費の委託料があります。市勢要覧制作委託料243万1,000円、これにつきましては、17年度から平成18年度の債務負担行為で組んでおります。88ページ程度2,500部を作成するものでございます。

次に、46ページをお開きいただきます。企画費の中の13委託料、総合計画策定支援業務委託料628万円、これらにつきましても、平成17年度から18年度の債務負担行為でありまして、基本構想及び基本計画の策定をするものでございます。

続きまして、48ページをお開き願いたいと思います。支所費の中の15工事請負費2,282万円は、金砂郷支所分庁舎のアスベストの除去工事でございます。事務室、ロビー等々のアスベストを除去するものでございます。

51ページをお開き願いたいと思います。市民活動費の19負担金、補助及び交付金の中で、太田地区防犯協会、あるいは安全・安心まちづくり事業239万ほど組んでおります。これは、安全・安心まちづくり推進団体設立事業の補助金として、新規でございます。

次に、52ページをお開き願いたいと思います。地域振興費の中の8の報償費であります。結婚推進事業は拡大をしたものであります。結婚相談員の報償費、後継者結婚媒酌人報償金等でございます。金砂郷地区、水府地区、里美地区で、働く男女の交流会を実施するというものと、また、結婚相談員の報償費等でございます。

54ページをお開き願います。諸費の中で13委託料、市民バス運行委託料は、市民バスの試行運行事業を新規にするものであります。試行コースとしまして、里美・水府コース、金砂郷コースを計画しております。

次に、市公共交通計画策定委託料400万は、新市全域の実情に応じた公共交通サービスの検討をするものでございます。

ずっと飛びまして、68ページをお開き願いたいと思います。社会福祉総務費の中で、28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金4億3,162万8,000円は、保険基盤安定への繰り出し、国保財政安定化支援事業繰り出し、職員給与費の繰り出し等に充てるものでございます。

続きまして、71ページをお開き願います。社会福祉施設等の整備費が、19節の中に4,837万5,000円ございます。これは、それぞれの施設の整備に対する補助金でございます。その同じ項目でございますが、宅配・買物代行サービス事業は新規でございます。自力で外出が困難な老人の買物を代行するため、配達・宅配料の一部を助成するものでございます。

73ページをお開き願いたいと思います。身体障害者福祉費の中の13委託料であります。障害福祉計画策定業務委託料380万は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保

に関する計画の策定をするものでございます。

75ページをお開き願いたいと思います。医療福祉費の扶助費の医療福祉扶助費3億1,806万4,000円は、それぞれの扶助費に充当するものでございます。

次、76ページに上から3行目ですが、繰出金、介護保険特別会計繰出金6億8,403万1,000円は、保険給付費の繰り出し、地域支援事業費の繰り出し、職員給与費等に充当するものでございます。

続きまして、85ページをお開き願いたいと思います。児童措置費の中の児童手当がございませう。児童手当の支給事業は拡充をしたものでありまして、児童手当を小学6年生まで支給延長並びに所得制限の緩和を図るものであります。一番下であります、放課後児童クラブ費、これは拡充をしたものでございまして、対象児童を小学4年まで拡充をするもの、また、せや児童クラブの新規開設をするものであります。そのほか、今までの放課後児童クラブの運営に充てるものでございます。

89ページをお開き願いたいと思います。保健衛生総務費の19負担金、補助及び交付金の中で、常陸大宮済生会病院運営費1,533万円は新規でございまして、常陸大宮済生会病院運営費の一部として負担するものでございます。

次に、93ページをお開き願いたいと思います。老人保健事業費の中で13委託料、中ほど下にございますが、ミニドック検診事業は新規でございませう。対象年齢が40歳以上、総合的施設検診によりまして検診日数を短縮し、利用者の利便を図るもので、個人負担の一部を軽減するものでございます。

95ページをお開き願いたいと思います。保健センター管理費の中の一番上の工事請負費、金砂郷地区保健センターアスベスト除去工事が311万9,000円計上してございます。階段、天井のアスベストの除去工事でございます。

同じページの一番下でございますが、簡易水道事業特別会計繰出金1億4,308万円は、それぞれの事業に充当するための繰出金でございまして、里美北部地区の取水堰、あるいは大中・小菅地区の石綿管布設がえ工事、松平・中染地区の石綿管布設がえ改良事業等が主なものでございます。

次に、97ページをお開き願いたいと思います。中ほどに診療所建設費がございませう、工事請負費1億7,283万円は、天下野診療所建設工事並びに里美歯科診療所の建設工事費でございます。

99ページをお開き願いたいと思います。清掃総務費の中の28繰出金でございませう、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計繰出金3,198万3,000円でございますが、これは、予定基数50基、水洗化による生活公衆衛生の向上と、里川等河川の水質保全と水質汚濁防止のために合併浄化槽を設けているものでございます。その繰出金でございます。

102ページをお開き願いたいと思います。13の委託料の中ほどに、里美クリーンセンター調査設計委託料並びに里美クリーンセンター生活環境影響調査委託料でございませう、これは新規でございませう。里美新処理場整備に係る生活環境影響調査、また、基本設計の委託料でござい

ます。合計で2,000万でございます。

次に、106ページから7ページにかけてごらんいただきたいと思います。農業費でございますが、106ページ一番下の15工事請負費、集落道整備工事6,300万、107ページの高齢者等活動生活支援促進施設整備工事3,040万、これは新山村振興特別対策事業費でございます。また、109ページでございます茶加工施設整備費3,907万3,000円、これもあわせての事業でございます。集落道の整備につきましては里川町の改良舗装工事、高齢者等活動生活支援促進施設整備事業は小中町であります。また、次のページにあります茶加工施設整備事業につきましては、大中町の施設に充当するものでございます。

111ページをお開き願いたいと思います。農地費であります。農道用排水整備事業をここで計上しております。負担金、補助及び交付金の中にもありますが、大中第3期農免道路整備事業負担金2,637万3,000円、小妻地区ふるさと農道整備事業負担金2,520万、県北東部広域農道整備事業負担金6,349万4,000円、一番下であります。県単土地改良事業費1,728万等でございます。

次に、112ページをお開きいただきます。この繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金2億5,823万9,000円ですが、これは、中野・小島地区処理施設及び管路整備工事に充てるもの及び春友・常福地・茅根・白羽地区の整備計画調査の負担金等に充てるものでございます。

続きまして、118ページをお開き願いたいと思います。林道整備事業でございますが、15の工事請負費、林道開設改良舗装工事は松平千寿線のものであります。

次の、19の負担金、補助及び交付金でございますが、奥久慈グリーンライン林道整備費負担金でございます。

続きまして、120ページをお開き願いたいと思います。商工振興費の中の負担金、補助及び交付金でございますが、一番下に中心市街地活性化推進事業費300万を計上してございます。これは、中心市街地活性化基本計画に基づく市街地の活性化事業に助成するものでございます。

次に、121ページの助成金、住宅リフォームの資金500万でございますが、これは平成16から18年度にかけての助成金でございます。市民が市内に所有する住宅の改修工事を市内業者に発注した場合に、その経費の一部を助成することにより、市内の商工業の活性化を図るためのものでございます。

次に、123ページの観光費の委託料でございます。中ほど以下に、観光情報誌作成委託料532万7,000円を計上してございます。これは、平成17年度から18年度の債務負担行為でございます。新市の観光情報誌・ダイジェスト版の作成を委託するものでございます。

また、125ページには補助金がございますが、各種イベントの補助事業として3,800万ほど組んであります。産業文化祭、さくらまつり、太田まつり、都々逸全国大会、金砂郷まつり、鯉のぼりまつり、春の味覚まつり等のイベントに補助するものでございます。ごらんいただきたいと思います。

次に、131ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、道整備交付金事業といたし

まして3億2,000万ほど、また、地方道路整備臨時交付金事業として4,600万、その他の橋りょう費として8億8,000万ほど計上してございます。道路整備交付金事業といたしましては、合併特例事業として、西河内幹線、大門幹線、磯部天神林線、粟原小島線、高柿千寿線等でございます。地方道路整備臨時交付金事業としましては、里野宮白羽線整備事業の道路改良、あるいは用地補償でございます。その他としまして、猿ヶ橋線、常福地中軍線、真弓矢吹線、亀作田崎中通線、西バイパス舗装補修、大草線、中沢線、青木線、瀬良田橋改修工事費等でございます。

続きまして、134ページをお開き願いたいと思います。都市計画費でございますが、13の委託料に、駅周辺整備計画推進事業委託料2,000万を組んでおります。これは、現況調査、基本設計、計画策定等でございます。また、都市計画基礎調査委託料1,190万1,000円を組んでおりますが、これは都市計画法に基づく都市計画区域内の基礎調査、金砂郷地区都市計画方針決定に関する調査業務等でございます。

次に、135ページをお開き願いたいと思います。13の委託料であります。旧消防庁舎跡地公園測量調査業務委託料249万9,000円、また、15には旧消防庁舎跡地公園整備工事1,500万、これらにつきましては、地域住民を交えたワークショップによる公園づくりを進めてまいります。

次に、136ページをお開き願いたいと思います。街なみ環境整備事業として2,115万8,000円を計上しております。これは、西二町小公園整備、修景施設整備費を充てるものでございます。同じページですが、下水道費の28繰出金、下水道事業特別会計繰出金6億7,160万でございますが、これは、公共下水道事業の管路整備工事、大森町、谷河原町、天神林町、下河合町、市街化区域周辺部でございます。また、特定環境保全公共下水道事業として、水処理電気機械設備・汚泥棟の建設等、これは久米に建設するものでございます。また、管渠工事としまして、久米町、芦間町、大里町、薬谷町、和田町、松平町等の工事費でございます。

続きまして、138ページをごらんいただきたいと思います。住宅建設費でございますが、3,398万3,000円は市営住宅の改修事業でございます。新宿町の6・7団地35戸、トイレ改修、また、ガス改修工事でございます。

次に、消防費であります。144ページをお開き願いたいと思います。3の消防施設費でございますが、13の委託料、測量調査設計委託料、また、15の工事請負費ですが、消防防火水槽工事5,000万、また、消防里美出張所の整備事業は新規でございますが、消防里美出張所整備工事2,300万等でございます。また、備品購入費の中の初度調弁費はそれらの施設設置に伴うものでございます。

146ページをお開き願いたいと思います。13の委託料でございます。一番上でございますが、防災訓練会場設営業務委託料1,150万は、8月26日に開催予定の総合防災訓練事業でございます。これは新規でございます。

次に、15の工事請負費、中ほどにございますが、防災行政無線システム整備工事でございます。1億3,350万は、里美地区に新規に設置するものでございます。合併特例事業でございます。これは、中継局2カ所、屋外拡声子局16カ所、戸別受信機1,430台を整備するものでござ

ざいます。

続きまして、教育費に移ります。149ページの1の報酬として、適応指導教室指導員報酬が204万円ほど上がっております。また、次のページにありますが、150ページの工事請負費、施設の補修工事、あるいは備品購入費等、これらは適応教室の開設事業、新規でございますが、それらに充当する費用でございます。

続きまして、157ページ一番下でございますが、中学校費の教育振興費で、中学生海外派遣事業467万9,000円は、オーストラリアに中学生を研修させるものでございます。派遣人員が24名、中学2年生対象としております。

続きまして、158ページをお開き願います。中学校建設費4億9,212万9,000円は、里美中学校の建設事業でございます。2年目に当たります。鉄筋コンクリート2階建て、3,821平方メートルの建物でございます。

続きまして、160ページをお開き願いたいと思います。幼稚園費でございますが、工事請負費2,101万7,000円は、幼稚園のパントリー整備事業でございます。太田進徳幼稚園、幸久幼稚園のパントリー整備工事費でございます。

一般会計最後になりますが、188ページをお開き願いたいと思います。目6に学校給食センター建設費がございます。3億3,392万3,000円は、学校給食センター里美センター建設事業でございます。鉄骨2階建て723平方メートル、1日に500食、ドライシステムで、合併市町村の施設の統合を図るということで建設するものでございます。

11ページに戻っていただきます。第2表債務負担行為がございます。市議会議員一般選挙ポスター掲示場の設置、撤去、また、清掃センター運転維持管理業務、ごみ収集運搬業務、それぞれ記載のとおり、今回、債務負担行為をするものでございます。期間については、平成19年度でございます。

次に、12ページが地方債でございます。各項目、記載のとおりでございます。総額で23億4,020万円でございます。これが今年度の地方債でございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、ごらんいただきたいと思います。

次に、207ページをお開きいただきます。議案第41号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算、平成18年度常陸太田市の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億4,165万5,000円と定める。第2条が一時借入金、一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定1億5,000万円と定める。第3条が歳出予算の流用でございます。平成18年3月8日提出、市長名。

この会計につきましても、214ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。款1国民健康保険税は、本年度16億5,490万8,000円を計上しております。昨年と比較して、7,602万1,000円の増を見込んでおります。これは、税の均一課税等によるものでございます。

次に、款3の国庫支出金でございますが、これは合計で16億785万9,000円でございます。

すが、昨年度よりトータルで増となっております。これは、一般被保険者療養給付費、介護納付金の増に伴う計上でございます。

次に、215ページの県支出金でございますが、国庫負担金同様、給付費の増及び補助率の改定による増となっております。

続きまして、216ページをお開き願いたいと思います。一般会計繰入金でございます。昨年度と比べまして、9,348万7,000円の増で、4億3,162万8,000円となっております。また、支払準備基金繰入金3億2,511万1,000円も、一般会計繰入金同様、税の補てん分でございます。

次に、218ページに歳入がございます。一般管理費、また、219ページの徴税総務費につきましては、経費の節減を図るとともに、合併による電算事業の管理によりまして、昨年に比べ減額となっております。

221ページの款2保険給付費でございますが、この中で、一般療養給付費、退職療養給付費、一般療養費、退職療養費等35億4,475万5,000円、222ページに合計が出ておりますが、被保険者全体の高年齢化に伴い、昨年度より増額となっております。

222ページの高額療養費につきましては、保険給付費の伸びに伴い、昨年度より増額となっております。

また、223ページをごらんいただきたいと思いますが、老人保健拠出金でございます。これにつきましては、例年ベースの拠出でございます。

続いて、225ページの一番下でございますが、予備費の1億1,676万円につきましては、支出の増加に備えるため、保険給付費の3%を計上しております。

以上でございます。

次に、233ページをお開きいただきます。議案第42号平成18年度常陸太田市老人保健特別会計予算、平成18年度常陸太田市の老人保健特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億8,007万1,000円とする。第2条が歳出予算の流用でございます。平成18年3月8日提出、市長名。

238ページをお開き願いたいと思います。事項別明細の歳入でございますが、款1の支払基金交付金、医療費交付金33億8,233万2,000円は、昨年に比べまして、2億2,318万8,000円の減となっております。これは、支払基金の公費負担割が下がったため、交付金が減額となりました。

次の、款2国庫支出金、款3県支出金、また、款4繰入金につきましては、公費負担割がふえるため、それぞれ増額となっております。

240ページに歳出がございます。歳出医療費につきましては、65億285万4,000円を計上いたしました。昨年に比べ6,808万9,000円の増額となっております。平成14年度の税制改正に伴いまして、対象年齢が75歳に引き上げられたことによりまして、原則新規対象者は19年までなくなるため減りますが、逆に、受給者の高齢化に伴い、1人当たりの医療費の増加が見込まれるものでございます。



以上が議案第42号でございます。

続きまして、243ページをお開きいただきます。議案第43号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計予算、平成18年度常陸太田市の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億2,596万1,000円と定める。第2条が借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定3億1,000万円とすると定める。第3条が歳出予算の流用でございます。平成18年3月8日提出、市長名。

250ページをお開き願います。事項別明細、歳入でご説明申し上げます。

款1保険料、第1号被保険者保険料が1億8,235万3,000円の増となっております。これは、税制改正に伴いましての増ということでございます。また、款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金につきましては、対前年度当初で3%から30.6%の伸びを見ております。

次に、252ページをお開き願いたいと思います。款7繰入金でございますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金、基金繰入金合わせて7億5,653万1,000円で、増を見ております。

次に、254ページから歳出でございます。この中で、257ページ、介護サービス等の諸費でございますが、居宅介護サービス給付費につきましては、新予防給付費の創設によりまして、介護サービスに一部移行することからの減を見込んでおります。施設介護サービス給付費につきましては、制度改正により、食費、居住費が保険対象となることからの減を見込んでおります。

258ページに介護予防サービス等の諸費でございますが、居宅介護サービス給付費から移行されることなどにより、伸びを見込んでおります。

次に、259ページの特定入所者介護サービス等費でございますが、これは、制度改正によりまして、低所得者の施設入所者に対する食費・居住費の一部を補足給付するものでありまして、合計で2億1,204万円ほど見込んでおります。

260ページに地域支援事業費でございますが、これも制度改正によるもので、介護認定を受けていない高齢者に対する介護予防事業費でございます。それぞれお示しのように見込んでおります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、271ページをお開きいただきます。議案第44号平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計予算、平成18年度常陸太田市の下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億9,580万円と定める。第2条が地方債でございます。第3条が一時借入金で、一時借入金の借り入れの最高額を6億円と定めるものでございます。平成18年3月8日提出、市長名。

278ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございますが、款1分担金及び負担金の受益者負担金は、今年度590万1,000円の減であります。過年度賦課の分の減によるものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、公共下水道事業費の補助金の増、公共下水道事業交付金が

新たに入りましたので、1億1,455万ほどの増となっております。

同じページの一番下でございますが、款6繰入金、一般会計繰入金につきましては6億7,160万円となりますが、内訳は、太田分が5億9,837万3,000円、金砂郷分が7,322万700円、合計でこの額となっております、一般会計の繰入金となるものでございます。

続きまして、279ページ一番下の市債、下水道事業債5億9,900万でございますが、公共下水道分として1億8,580万円、下の特定環境保全公共下水道建設事業債が3億9,020万円、それぞれ市債を起こしております。

280ページから歳出がございます。281ページの中ほどに工事請負費2億7,124万円があります。これは、大森地区と佐竹南台の整備を行うものと、今年度より許認可区域の拡大を行い、市街化調整区域内の馬場町、増井町、新宿町、下河合町の整備を行うものでございます。

282ページをお開き願いたいと思います。目2の流域下水道費でございますが、これは、流域下水道汚水処理場建設及び維持管理費でございます。

また、283ページの委託料でございますが、汚水処理場建設工事委託料でございます。これは、282ページにありますように、特環下水道事業費でございます。

また、同じページであります。15工事請負費、これも特環下水道汚水管渠整備工事であります。これは、金砂郷・水府地区の工事でございます。4,100メートルほどの工事を行います。

284ページであります。公債費につきましては、公共下水道及び特環下水道事業の建設事業債の元金と利子分でございます。

275ページに戻っていただきまして、そこに地方債がございます。公共下水、流域下水道、特環下水道事業を合わせまして5億9,900万円が起債の限度額であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれごらんいただきたいと思います。

次に、293ページをお開きいただきます。議案第45号平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算、平成18年度常陸太田市の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,980万円と定める。第2条が地方債、第3条が一時借入金、一時借入金の最高額は2億7,000万円と定める。平成18年3月8日提出、市長名。

299ページに事項別明細の歳入がございます。款1の分担金及び負担金の中の受益者分担金であります。今年度は昨年に比べまして1,148万6,000円の減でございます。これは、昨年度に中野・小島地区の受益者分担金を賦課したため、今年度は減になるものでございます。中ほど以下に県支出金1億5,958万円、これは金砂郷地区の中野・小島地区に対します県の補助金でございます。一般会計繰入金2億5,823万9,000円につきましては、太田地区が2カ所、金砂郷地区が3カ所、水府地区が1カ所、里美地区が2カ所、合計で8カ所分の一般会計の繰り入れでございます。

300ページをお開き願います。款7市債でございますが、これも、中野・小島地区の事業に充当するものでございます。

301ページから歳出がございますが、302ページの中ほどに、総務管理費の委託料がございます。6,882万2,000円は、供用開始をしております7地区の各施設等の維持管理費に要する経費でございます。その下の15工事請負費2,344万8,000円は、里美地区の道路改良工事によります戸倉橋の配水管架けかえ工事、また、太田地区及び水府地区の処理施設機械等の補修工事費でございます。

303ページをお開き願いたいと思いますが、この工事請負費3億2,176万円でございますが、これは、中野・小島地区の処理施設及び管路施設の工事費用でございます。

304ページに款2公債費、合計で1億3,083万6,000円につきましては、8地区の農業集落排水事業債の元金と利子分でございます。

296ページに戻っていただきます。第2表地方債でございます。農業集落排水事業費1億6,470万でございますが、起債の限度額となります。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、ごらんいただきたいと思います。

次、311ページをお開きいただきます。平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算、平成18年度常陸太田市の戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億398万8,000円と定める。第2条が地方債、第3条が一時借入金、一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。平成18年3月8日提出、市長名。これは、里美地区のみの事業で、平成11年度から特別会計により事業を実施しているものでございます。

317ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。1の使用料及び手数料、戸別合併処理浄化槽使用料1,098万2,000円は、約460戸の使用料を見ております。2の国庫支出金、戸別合併処理浄化槽設置整備事業費補助金でございますが、これは、戸別合併処理浄化槽設置整備費で50戸分を見ております。

318ページに市債がございます。4,320万円借り入れるわけです。

次に、319ページ、歳出でございます。戸別合併処理浄化槽設置整備事業費の中で、一番下に工事請負費がございますが、6,150万は浄化槽の設置工事でございます。50戸分の浄化槽を設置するものでございます。

320ページに款2公債費、これは今までの元金、利子償還金に充てるものでございます。

314ページに戻っていただきまして、第2表でございますが、地方債があります。これは、戸別合併処理浄化槽設置整備事業債、限度額が4,320万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんいただきたいと思います。

次、議案第47号平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算、平成18年度常陸太田市の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億3,379万6,000円と定める。第2条が地方債、第3条が一時借入金、一時借入金の借入額の最高額は5,000万円と定める。平成18年3月8日提出、市長名。

333ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。最初の分担金及び負担

金の負担金でございますが、117万2,000円、これは新規加入者の負担金を見込んでおります。款2使用料及び手数料であります。使用料は1億3,309万を見込んでおります。諸収入の中の雑入、一番最後ですが、道路改良に伴う配水管等布設がえ補償費、その他の雑入として見込んでおります。次の334ページの市債につきましては、簡易水道事業債として起債を起している分でございます。

次、歳出でございますが、335ページには款1事業費、一般管理費6,010万5,000円を計上しております。また、337ページの款1の事業費の維持修繕費でございますが、一番上でございますが、工事請負費7,580万6,000円は、取水堰建設及び管理用道路開設工事が主なものでございます。同じく事業費の目の配管費の中の15工事請負費9,870万9,000円でございますが、これは、石綿管布設がえ工事と道路改良工事に伴う配水管布設がえ工事、また、増減圧施設整備工事としての計上でございます。

338ページには公債費が載せてございますが、これは、元金と利子の償還金でございます。

330ページに戻っていただきまして、第2表が地方債でございます。1億4,580万円、簡易水道事業債として、今年度地方債として起債を起すものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんいただきたいと思っております。

次に、345ページをお開きいただきます。議案第48号平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算、平成18年度常陸太田市の宅地分譲事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算でございます。歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,118万2,000円と定める。第2条が一時借入金、一時借入金の借入額の最高額は200万円と定める。平成18年3月8日提出、市長名。これは、水府・里美地区のものでございます。

350ページに、事項別明細の歳入がございまして、ご説明いたします。款1の財産収入の不動産売払収入800万円は、1区画分の分譲を見込んでございます。

351ページであります。歳出でございます。これは、1区画分の売払収入を一般会計へ繰り出すものが主なものでございます。残りは、維持補修費等でございます。

以上で、議案第40号から第48号までの説明を終わります。

議長（生田目久夫君） 水道部長。

〔水道部長 西野勲君登壇〕

○水道部長（西野勲君） 議案第49号及び議案第50号について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。別冊となっております。

初めに、議案第49号平成18年度常陸太田市水道事業会計予算について、予算書の3ページをお開きいただきます。第1条が総則でございます。第2条は、業務の予定量で、(1)給水件数を1万8,119件、2の年間総給水量を570万8,728立方メートル、それを1日平均にいたしますと、1万5,640立方メートルでございます。(4)の主要な建設改良事業につきましては、3億6,120万1,000円を予定しております。第3条が収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款水道事業収益で11億754万円、対前年度比で1.2%のマイナスとなっております。

支出ですが、第1款水道事業費用で10億9,120万8,000円は、対前年度比0.8%の減となっております。

4ページにまいりまして、第4条が資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款資本的収入で2億3,715万1,000円は、前年度に比べまして36.3%の減となっております。支出につきましては、第1款資本的支出で6億2,668万7,000円、対前年度比15.3%でございます。ここで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,953万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,700万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金3億7,253万5,000円で補てんするものいたします。第5条が、企業債の定めでございます。起債の目的は送配水施設建設事業で、限度額を2億1,000万円といたします。第6条が、一時借入金の限度額ですが、これを8,000万円と定めます。第7条が、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めでございます。第8条が、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第9条は、他会計からの補助金であります。この会計に補助を受ける金額は1億4,442万8,000円です。第10条が、棚卸資産の購入限度額を1,200万円と定めます。平成18年3月8日、市長名。

予算の内容につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。

24ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出のうち収入ですが、1款1項1目の給水収益、水道料金で9億1,635万5,000円を見込んでございます。前年度比0.3%の増でございます。地区別で申し上げますと、常陸太田地区の給水件数1万4,401件で6億7,586万1,000円、金砂郷地区、給水件数3,718件で2億4,049万4,000円を見込んでございます。25ページにまいりまして、営業外収益2目7節の一般会計補助金でございますが、常陸太田地区2,269万円は、未給水区域の解消事業の企業債利子の補てんのためでございます。金砂郷地区1億2,173万8,000円は、経営経費に対する補助でございます。トータルで1億4,442万8,000円は、対前年度比9.3%の減でございます。

次の26ページにまいりまして、支出でございます。営業費用1目原水及び浄水費で1億6,403万9,000円、前年度比10.8%の減でございます。これは、瑞竜浄水場、金砂郷地区久米浄水場ほか2つの浄水場及び取水施設関連の維持管理のための費用を計上したものでございます。主なものは、人件費のほか16節の委託料、19節の修繕費及び22節の動力費等でございます。

28ページにまいりまして、2目の送配水及び給水費1億3,059万2,000円で、対前年度比4.8%の増でございます。これは、各送水ポンプ場、送配水管、量水器の維持管理のための費用でございます。主に、人件費16節の委託料、19節の修繕費、22節の動力費等でございます。

次に、30ページにまいりまして、4目の総係費1億8,283万8,000円は管理的な経費を計上したもので、主なものは、人件費のほか16節の委託料及び18節の使用料及び賃借料です。

次に、32ページでございます。5目の減価償却費ですが、3億8,136万7,000円で、前年度と約同額を計上してございます。常陸太田地区で2億3,663万7,000円、金砂郷地区で1億4,477万7,000円の計上となっております。

次に、33ページにまいりまして、営業外費用1目46節の企業債利息につきましては、1億9,425万8,000円ですが、常陸太田地区1億2,282万5,000円、金砂郷地区で7,143万3,000円で、これは前年度比3%の減となっております。

次に、34ページをお開きいただきます。資本的収入及び支出のうち収入でございますが、1目1節企業債で2億1,000万円は、配水管の布設がえ6路線のほか、建設改良事業による借入れをするものでございます。2節工事負担金2,715万1,000円は、公共下水道関連及び消火栓設置等の事業を見込んだものでございます。

次に、支出でございますが、建設改良費2目1節委託料の3,982万9,000円でございますが、佐竹小学校跡地に配水池等を予定してございます。それらの設計委託料等を計上しております。2節の工事費3億384万2,000円は、配水管布設がえ8路線、低水圧解消事業、公共下水道関連事業等の事業を計上したものでございます。

企業債償還1目30節の元金償還金2億6,548万6,000円は、常陸太田地区で1億5,858万7,000円、金砂郷地区で1億689万9,000円を計上したものでございます。

なお、7ページから23ページまで予算に関する説明書がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議案第50号平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。37ページをお開きいただきます。第1条が総則でございます。第2条が業務の予定量でございます。1の給水事業所数は4社でございます。年間給水量は80万5,920立方メートル、これを1日平均いたしますと、2,208立方メートルでございます。第3条が収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入につきましては、第1款工業用水道事業収益で1億3,495万9,000円、これは前年度比1.9%の減となっております。支出については、第1款工業用水道事業費用で1億3,664万1,000円、前年度比1.6%の減となっております。

次のページをお開きいただきます。第4条は資本的収入及び支出の予定額で、支出につきましては、第1款資本的支出で4,180万5,000円です。前年度比6.5%の増となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,180万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。第5条が一時借入金で、限度額を1,000万円と定めます。第6条が、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めでございます。第7条が、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。第8条が、一般会計からの補助金を受ける額を6,349万4,000円といたします。平成18年3月8日、常陸太田市長名。

予算の内容につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。

54ページをお開きいただきます。まず初めに、収益的収入及び支出のうち収入でございます。営業収益1目1節の水道料金で4,941万9,000円は、対前年度比1.9%の増を見込んでございます。次に、営業外収益2目7節の一般会計補助金6,349万4,000円は、前年度比5.4%の減でございます。なお、補助金の使途につきましては、経営経費の一部に充当するものでございます。

次に、支出ですが、営業費用1目原水及び浄水費は、浄水場等の維持管理のための費用を計上

したものでございます。主なものは、16節の委託料、19節の修繕費、22節の動力費などでございます。

次に、56ページをお開きいただきます。4目の総係費でございますが、人件費など管理的経費を計上したものでございます。

57ページにまいりまして、5目減価償却費は、ほぼ前年度同額の計上となっております。4,660万円の計上でございます。

58ページをお開きいただきます。営業外費用1目46節の企業債利息は、常陸太田工業用水道のための計上で2,821万3,000円、これは前年度比1.2%の減となっております。

次のページにまいりまして、資本的収入及び支出の支出でございます。1款1項1目の企業債償還金、30節の元金償還金でございます。常陸太田工業用水道のための計上となっております。4,180万5,000円、前年度比6.5%の増でございます。

なお、39ページから53ページまで予算に関する説明書がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第49号及び議案第50号の説明を終わります。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

議長（生田目久夫君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月10日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時55分散会